

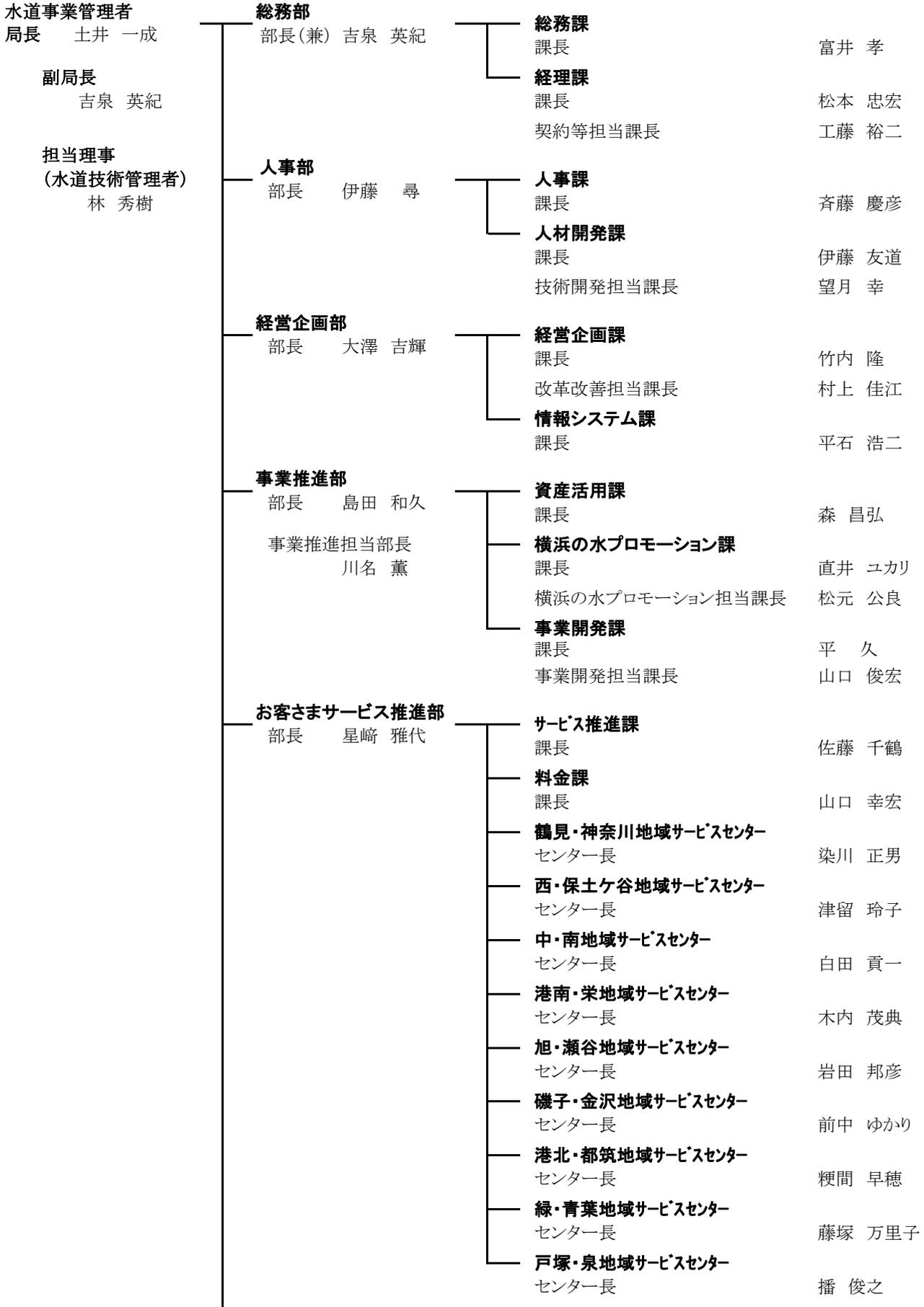
# 機 構 及 び 事 務 分 掌

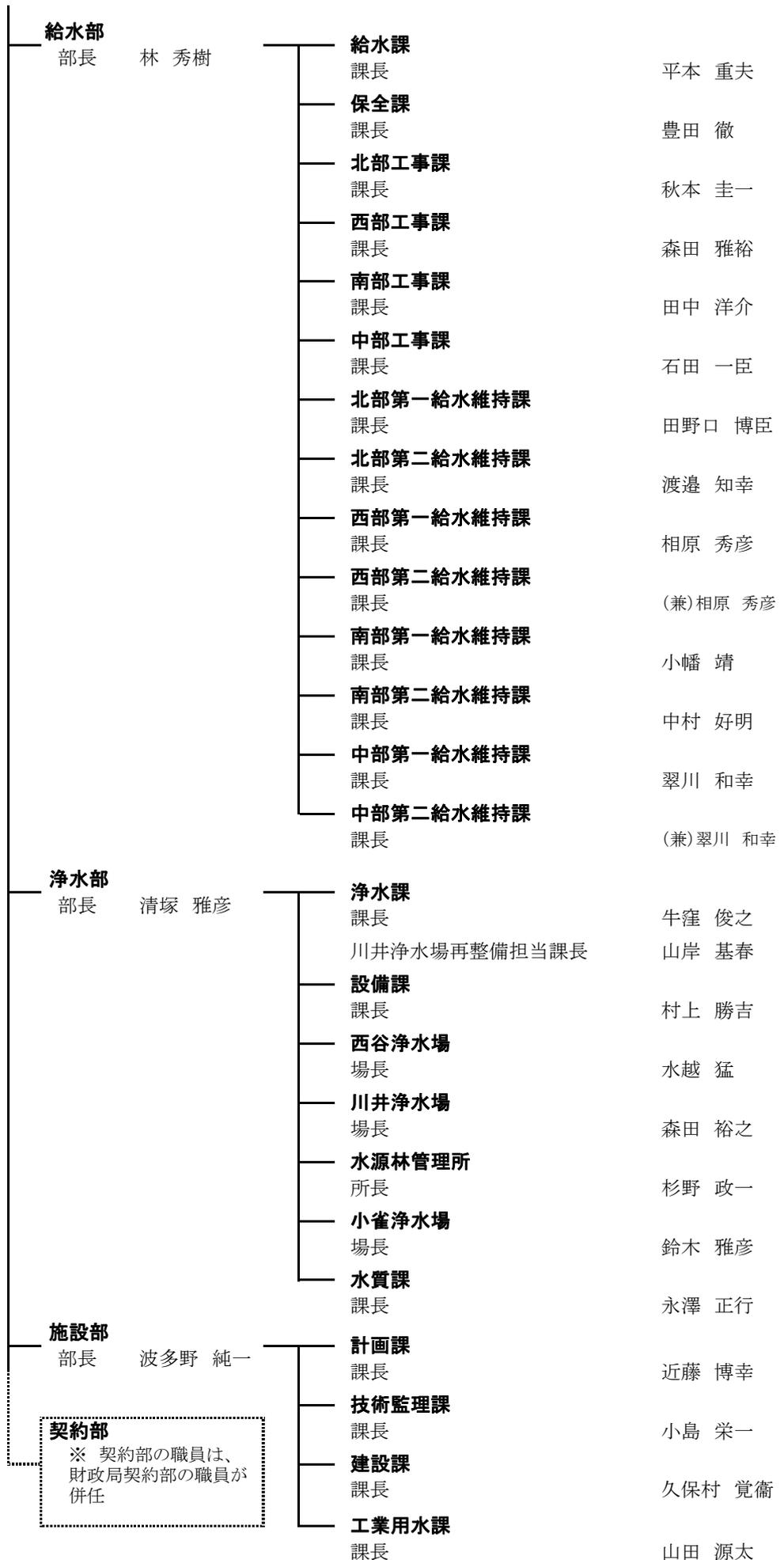
平成 23 年 5 月  
水 道 局

## 目 次

機 構 図	—————	1	～	2
事務分掌	—————	3	～	22

# 水道局機構図(平成23年5月19日現在)





《派遣は除く》

# 水道局事務分掌

## 総務部

### 総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 市会議案の審査に関する事。
- (5) 不服申立て及び訴訟等に関する事。
- (6) 広報に関する事。
- (7) 庁中の取締りに関する事。
- (8) 危機管理対策に係る計画及び実施の総合調整に関する事。
- (9) 自動車の総括的管理及び課（場及び第3条第1項に定める課及び場に準ずる事業所を含む。以下この条において同じ。）に属する自動車の運行、整備その他管理に関する事。
- (10) 水道記念館に関する事。
- (11) 部内の連絡調整に関する事。
- (12) 他の部及び課の主管に属しない事。

## 経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関する事。
- (5) 業務状況の公表及び事業報告書に関する事。
- (6) 剰余金の処分及び積立金に関する事。
- (7) 財務会計の電子計算機処理に関する事。
- (8) 収支証書類の整理及び保管に関する事。
- (9) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (10) 資金計画及び資金運用に関する事。
- (11) 有価証券の出納及び保管に関する事。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (13) その他経理に関する事。
- (14) 工事、製造等請負契約に関する事(契約第一課の主管に属するものを除く。)
- (15) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関する事(契約第二課の主管に属するものを除く。)
- (16) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関する事(契約第二課の主管に属するものを除く。)
- (17) その他契約に関する事(契約部の主管に属するものを除く。)

## 人事部

### 人事課

- (1) 人事及び組織に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰その他身分取扱に関する事。
- (3) 職員の給与及び服務に関する事。
- (4) 退職年金及び退職給与金等に関する事。
- (5) 職員の職階制に関する事。
- (6) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (7) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 職員の安全衛生に関する事。
- (10) 職員共済組合に係る連絡調整に関する事。
- (11) 水道局職員厚生会に関する事。
- (12) その他労務に関する事。
- (13) 部内の連絡調整に関する事。
- (14) 部内の他の課の主管に属しない事。

## 人材開発課

- (1) 職員の研修に関すること。
- (2) 人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関すること。
- (3) 研修施設の維持管理に関すること。
- (4) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関すること。
- (5) その他研修に関すること。

## 経営企画部

### 経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務改善に関すること。
- (6) 事務事業の監察に関すること。
- (7) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 情報システム課

- (1) 電子計算機事務の総括に関すること。
- (2) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (3) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関すること。
- (4) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関すること。
- (5) 情報セキュリティに関すること。

## 事業推進部

### 資産活用課

- (1) 局資産(知的財産等を含む。)の活用に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 不動産の取得、処分及び総括的管理に関すること。
- (3) 普通財産の管理及び貸付けに関すること。
- (4) 行政財産の使用許可及び貸付けに関すること。
- (5) 不動産の取得に伴う補償に関すること。
- (6) 地上権の設定に関すること。
- (7) 土地台帳の作成及び保存に関すること。
- (8) 公舎の使用及び維持管理に関すること。
- (9) 物品(水道メーターを除く。)の出納及び保管に関すること。
- (10) 資産のたな卸しに関すること。
- (11) 財産の損害保険に関すること。
- (12) 部内の連絡調整に関すること。
- (13) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 横浜の水プロモーション課

- (1) 水道事業における販売推進、水道水の利用促進等に係る企画、立案、調整及び実施に関すること。
- (2) 水のペットボトル詰等に係る製造及び販売に関する総括及び実施に関すること。
- (3) 水のペットボトル詰等に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。

### 事業開発課

- (1) 知識・技術・ノウハウ等を活用した事業開発に関すること。
- (2) 国外の水道事業者等との交流に関すること。
- (3) 国外の研修生受入れ等を通じた人材育成に関すること。
- (4) 国際協力事業に係る局内外の調整に関すること。
- (5) 横浜ウォーター株式会社に関すること。

## お客さまサービス推進部

### サービス推進課

- (1) お客さまサービスの総括に関すること。
- (2) 地域サービスセンターにおける販売推進活動(水のペットボトル詰等に係るものを含む。)の調整に関すること。
- (3) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (4) お客さま満足度に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (5) お客さま満足度の向上に係る施策の企画、立案、調査及び調整に関すること。
- (6) 広聴に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 料金課

- (1) 料金事務の総括に関すること。
- (2) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (3) 下水道使用料の受託徴収に関すること。
- (4) 水道料金等に係る電子計算機による業務処理に関すること。
- (5) 水道料金等に係る電子計算業務等の管理に関すること。
- (6) 水道料金の未納対策に関すること。
- (7) 検針業務及び料金整理事務の委託化に関すること。
- (8) 料金支払の利便性向上に向けた調査、企画及び実施に関すること。
- (9) 部内の内部監察及び委託業務の評価に関すること。
- (10) 委託業務に関する研修の企画及び実施に関すること。

## 給水部

### 給水課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関すること。
- (2) 配水管等の漏水に関すること。
- (3) 水道施設図の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関すること。
- (5) 部内の連絡調整に関すること。
- (6) 部内の他の課の主管に属しないこと。

## 保全課

- (1) 配水施設の管理及び保全に係る総合調整に関すること。
- (2) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具(水道メーターの検針に係る装置を除く。)の情報収集に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 水道法(昭和32年法律第177号)第17条第1項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (5) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施の総括に関すること。
- (6) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (7) 水道利用加入金に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (8) 水道メーターに関すること(給水維持課の主管に属するものを除く。)

## 北部工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、港北区及び都筑区(以下「北部地域」という。)並びに旭区、緑区、青葉区、泉区及び瀬谷区(以下「西部地域」という。)における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること(北部第一給水維持課、北部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。)
- (3) 北部地域における工事負担金の徴収に関すること(北部第一給水維持課及び北部第二給水維持課の主管に属するものを除く。)
- (4) その他北部地域における配水管等の工事に関すること(北部第一給水維持課、北部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。)

## 西部工事課

- (1) 西部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること(西部第一給水維持課、西部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。)
- (2) 西部地域における工事負担金の徴収に関すること(西部第一給水維持課及び西部第二給水維持課の主管に属するものを除く。)
- (3) その他西部地域における配水管等の工事に関すること(西部第一給水維持課、西部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。)

## 南部工事課

- (1) 港南区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区(以下「南部地域」という。)並びに西区、中区、南区及び保土ヶ谷区(以下「中部地域」という。)における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること(南部第一給水維持課、南部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。)
- (3) 南部地域における工事負担金の徴収に関すること(南部第一給水維持課及び南部第二給水維持課の主管に属するものを除く。)
- (4) その他南部地域における配水管等の工事に関すること(南部第一給水維持課、南部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。)

## 中部工事課

- (1) 中部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること(中部第一給水維持課、中部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。)
- (2) 中部地域における工事負担金の徴収に関すること(中部第一給水維持課及び中部第二給水維持課の主管に属するものを除く。)
- (3) その他中部地域における配水管等の工事に関すること(中部第一給水維持課、中部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。)

## 北部第一給水維持課

- (1) 港北区及び都筑区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 港北区及び都筑区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 港北区及び都筑区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること(北部工事課の主管に属するものを除く。)
- (4) 港北区及び都筑区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 港北区及び都筑区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 港北区及び都筑区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 港北区及び都筑区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること(北部工事課の主管に属するものを除く。)
- (8) 港北区及び都筑区における給水装置及び給水装置工事に係る横浜市水道条例(昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「水道条例」という。)の違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 港北区及び都筑区における配水路線、配水管(配水加圧ポンプに係るものを除く。)及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 港北区及び都筑区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 港北区及び都筑区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 港北区及び都筑区における運搬給水等に関すること。
- (13) 港北区及び都筑区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 港北区及び都筑区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他港北区及び都筑区における給水装置工事に関すること。

## 北部第二給水維持課

- (1) 鶴見区及び神奈川区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 鶴見区及び神奈川区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 鶴見区及び神奈川区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること(北部工事課の主管に属するものを除く。)
- (4) 鶴見区及び神奈川区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 鶴見区及び神奈川区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 鶴見区及び神奈川区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 鶴見区及び神奈川区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること(北部工事課の主管に属するものを除く。)
- (8) 鶴見区及び神奈川区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 鶴見区及び神奈川区における配水路線、配水管(配水加圧ポンプに係るものを除く。)及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 鶴見区及び神奈川区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 鶴見区及び神奈川区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 鶴見区及び神奈川区における運搬給水等に関すること。
- (13) 鶴見区及び神奈川区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 鶴見区及び神奈川区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他鶴見区及び神奈川区における給水装置工事に関すること。

## 西部第一給水維持課

- (1) 旭区、泉区及び瀬谷区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 旭区、泉区及び瀬谷区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 旭区、泉区及び瀬谷区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること(西部工事課の主管に属するものを除く。)
- (4) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 旭区、泉区及び瀬谷区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること(西部工事課の主管に属するものを除く。)
- (8) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 旭区、泉区及び瀬谷区における配水路線、配水管(配水加圧ポンプに係るものを除く。)及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 旭区、泉区及び瀬谷区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 旭区、泉区及び瀬谷区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 旭区、泉区及び瀬谷区における運搬給水等に関すること。
- (13) 旭区、泉区及び瀬谷区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置工事に関すること。

## 西部第二給水維持課

- (1) 緑区及び青葉区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 緑区及び青葉区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 緑区及び青葉区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること(西部工事課の主管に属するものを除く。)
- (4) 緑区及び青葉区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 緑区及び青葉区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 緑区及び青葉区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 緑区及び青葉区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること(西部工事課の主管に属するものを除く。)
- (8) 緑区及び青葉区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 緑区及び青葉区における配水路線、配水管(配水加圧ポンプに係るものを除く。)及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 緑区及び青葉区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 緑区及び青葉区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 緑区及び青葉区における運搬給水等に関すること。
- (13) 緑区及び青葉区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 緑区及び青葉区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他緑区及び青葉区における給水装置工事に関すること。

## 南部第一給水維持課

- (1) 磯子区及び金沢区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 磯子区及び金沢区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 磯子区及び金沢区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること(南部工事課の主管に属するものを除く。)
- (4) 磯子区及び金沢区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 磯子区及び金沢区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 磯子区及び金沢区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 磯子区及び金沢区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること(南部工事課の主管に属するものを除く。)
- (8) 磯子区及び金沢区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 磯子区及び金沢区における配水路線、配水管(配水加圧ポンプに係るものを除く。)及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 磯子区及び金沢区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 磯子区及び金沢区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 磯子区及び金沢区における運搬給水等に関すること。
- (13) 磯子区及び金沢区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 磯子区及び金沢区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他磯子区及び金沢区における給水装置工事に関すること。

## 南部第二給水維持課

- (1) 港南区、戸塚区及び栄区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 港南区、戸塚区及び栄区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 港南区、戸塚区及び栄区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること(南部工事課の主管に属するものを除く。)
- (4) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 港南区、戸塚区及び栄区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること(南部工事課の主管に属するものを除く。)
- (8) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 港南区、戸塚区及び栄区における配水路線、配水管(配水加圧ポンプに係るものを除く。)及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 港南区、戸塚区及び栄区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 港南区、戸塚区及び栄区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 港南区、戸塚区及び栄区における運搬給水等に関すること。
- (13) 港南区、戸塚区及び栄区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他港南区、戸塚区及び栄区における給水装置工事に関すること。

## 中部第一給水維持課

- (1) 中区及び南区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 中区及び南区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 中区及び南区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること(中部工事課の主管に属するものを除く。)
- (4) 中区及び南区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 中区及び南区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 中区及び南区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 中区及び南区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること(中部工事課の主管に属するものを除く。)
- (8) 中区及び南区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 中区及び南区における配水路線、配水管(配水加圧ポンプに係るものを除く。)及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 中区及び南区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 中区及び南区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 中区及び南区における運搬給水等に関すること。
- (13) 中区及び南区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 中区及び南区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他中区及び南区における給水装置工事に関すること。

## 中部第二給水維持課

- (1) 西区及び保土ケ谷区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 西区及び保土ケ谷区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 西区及び保土ケ谷区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること(中部工事課の主管に属するものを除く。)
- (4) 西区及び保土ケ谷区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 西区及び保土ケ谷区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 西区及び保土ケ谷区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 西区及び保土ケ谷区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること(中部工事課の主管に属するものを除く。)
- (8) 西区及び保土ケ谷区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 西区及び保土ケ谷区における配水路線、配水管(配水加圧ポンプに係るものを除く。)及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 西区及び保土ケ谷区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 西区及び保土ケ谷区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 西区及び保土ケ谷区における運搬給水等に関すること。
- (13) 西区及び保土ケ谷区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 西区及び保土ケ谷区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他西区及び保土ケ谷区における給水装置工事に関すること。

## 浄水部

### 浄水課

- (1) 水運用に係る電子計算機システムの運用及び保守に関すること(浄水場の主管に属するものを除く。)
- (2) 水運用に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。
- (3) 水運用及び浄水技術に係る調査及び研究に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (4) 取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の大規模改良工事(電機計装設備に係るものを除く。)の計画、設計、調査及び研究に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)
- (5) 部内の電子計算機システムの新設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援の企画及び調整に関すること。
- (7) 道志水源基金等に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 設備課

- (1) 電機計装設備工事(庁舎等の電機計装設備工事を除く。以下この部中同じ。)に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (2) 電機計装設備工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 電機計装設備(庁舎等の電機計装設備を除く。以下この部中同じ。)の設計積算システムに関すること。
- (4) 電機計装設備工事の精算事務に関すること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条に規定する主任技術者に関すること。
- (6) 電機計装設備の保全計画及び技術的調整に関すること。
- (7) 無線局に関すること。
- (8) 電機計装設備に係る建設改良事業の工事の計画及び設計に関すること。

## 西谷浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点(旭区都岡町 8 番地先)より下流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点(旭区今宿西町 378 番地先)より下流(以下「青山系統等の下流」という。)の導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 青山系統等の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 青山系統等の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 青山系統等の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計(浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。)及び施行に関する事。

## 川井浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点(旭区都岡町 8 番地先)より上流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点(旭区今宿西町 378 番地先)より上流(以下「青山系統等の上流」という。)の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 青山系統等の上流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計(浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。)及び施行に関する事。

## 小雀浄水場

- (1) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 寒川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計(浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。)及び施行に関する事。

## 水質課

- (1) 水源並びに原水、ろ過水、浄水、工業用水及び市内給水栓水の水質に係る試験(浄水場が浄水処理に伴い行う試験を除く。)、調査及び研究に関すること。
- (2) 水質に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。

## 施設部

### 計画課

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 水需要の実態及び予測に関すること。
- (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水施設の新設、増設及び改良の計画及び調査に関すること(給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。)
- (4) 神奈川県内広域水道企業団に関すること。
- (5) 水道事業の広域的施設整備に関すること。
- (6) 基幹施設整備事業に係る財源の確保に関すること。
- (7) 職務発明に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 技術監理課

- (1) 工事の安全監理に関すること。
- (2) 請負工事の検査に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (3) 局職員等に対する水道技術に係る指導に関すること(人事部人材開発課の主管に属するものを除く。)
- (4) 土木工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (5) 設計積算システムに関すること。
- (6) 土木工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (7) 国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (8) 設計、測量及び地質調査の委託に係る検査評定基準及び設計積算基準に関すること。
- (9) 災害対策拠点の施設及び設備の点検に関すること。
- (10) 工事施行に起因する家屋等の損害に係る事務の指導及び調整に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

## 建設課

- (1) 基幹施設整備事業(給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。)その他これに準ずる建設改良事業(以下「基幹施設整備事業等」という。)の工事の設計及び施行に関する事。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関する事。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関する事(他の部の主管に属するものを除く。)
- (4) 庁舎等の施設に係る建設改良事業の工事の計画、設計及び施行に関する事。
- (5) 庁舎等の施設に係る修繕工事の施行に関する事(他の部の主管に属するものを除く。)
- (6) 庁舎等の電機計装設備工事に関する事。

## 工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関する事。
- (2) 横浜市工業用水道条例(昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。)に基づく給水施設工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関する事。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関する事。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関する事。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関する事。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関する事。
- (8) 工業用水道料金の減免に関する事。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関する事。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関する事。
- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関する事。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関する事。
- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関する事。

## 契約部

### 契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関すること。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会及び工事請負等指名業者選定委員会に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 工事、製造等請負に係る低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

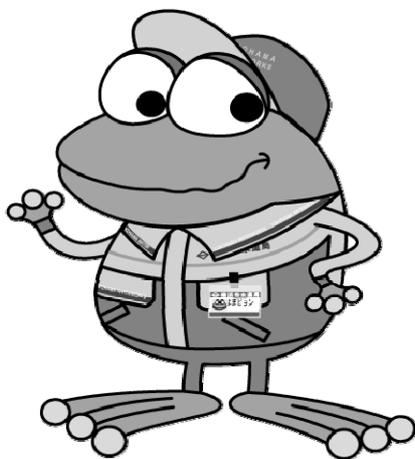
### 契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。

平成 23 年 度

# 水道局事業概要

～快適な市民生活を支える安心の水道を目指して～



横浜市水道局キャラクター「はまピオン」



# 目 次

## I 水道事業会計

予算概況	-----	1
平成23年度水道局予算の施策体系	-----	3
主要事業	-----	4

## II 工業用水道事業会計

予算概況	-----	13
主要事業	-----	13

## III 参考

平成23年度水道事業会計予算概要表	-----	15
平成23年度工業用水道事業会計予算概要表	-----	16

## ◆◆ 予算概況 ◆◆

平成23年度は、水道料金等の収入が引続き減少となる厳しい経営状況が見込まれますが、「横浜市中期4か年計画」の実質的初年度であるとともに「水道事業中期経営計画（平成21年度～23年度）」の最終年度となることから、事業の着実な推進を図ります。

このため徹底した経費削減や事業見直しなどにより財源を確保し、水道施設の更新・耐震化等の計画目標を達成させるとともに、将来に向けた持続可能な事業運営のため、企業債残高の積極的縮減を通じて財政の健全性を強化します。

また、設立2年目を迎える横浜ウォーター株式会社と連携し、横浜市水道局が持つ経験やノウハウを活かして国内外の水道事業に貢献するとともに、収益の確保につなげていきます。

### 1 水道料金収入の減少

給水戸数の増はあるものの、一戸あたりの使用水量等が減少していることから、22年度当初予算の726億円より3億円（0.4%）減の723億円を見込みました。

### 2 人件費の減額

業務の見直し・委託の拡大等による職員定数の97人削減や超過勤務手当の削減等により、22年度に比べ総額で10億円（5.8%）減の162億円としました。

### 3 物件費等の増額抑制と企業団受水費の減額

お客さまの安全・安心に不可欠な小口径老朽管の更新・消火栓等の修繕費や、委託料が増加しますが、内部管理経費の徹底した節減や事業見直しなどにより物件費等の総額は22年度とほぼ同水準の207億円にとどめました。

また、企業団受水費は受水量が増加するものの、基本料金の減額改定が見込まれることから2億円（1.0%）減の181億円としています。

### 4 水道施設の耐震化等のための建設改良費の確保

事業の優先度に配慮しつつ、老朽管の更新、浄水場等基幹施設や医療機関への管路の耐震化等を推進します。

建設改良費は、基幹施設整備事業費を工事内容や時期の見直しなどにより減額しますが、配水管整備事業費を増額することにより、全体では22年度と同水準の272億円としています。

### 5 財源の確保

水道局が保有する資産について一層の有効活用を進めるとともに、水道施設の更新のための財源となる国庫補助金の増額等、財源の確保に努めます。

### 6 企業債残高の縮減と支払利息の減額

国による高金利企業債の繰上償還制度の活用や、企業債発行額を償還額の範囲内に抑えることにより企業債残高の縮減を図ります。（23年度末の企業債残高1,883億円）

支払利息は22年度に比べ7億円（13.7%）減の42億円となります。

### 7 純利益の確保と累積資金残額

当年度の純利益は、収入の減少額を上回る支出削減により、22年度に比べ4億円増の42億円を見込みました。また、単年度資金収支を均衡させることにより、累積資金残額は22年度並みの104億円を維持します。

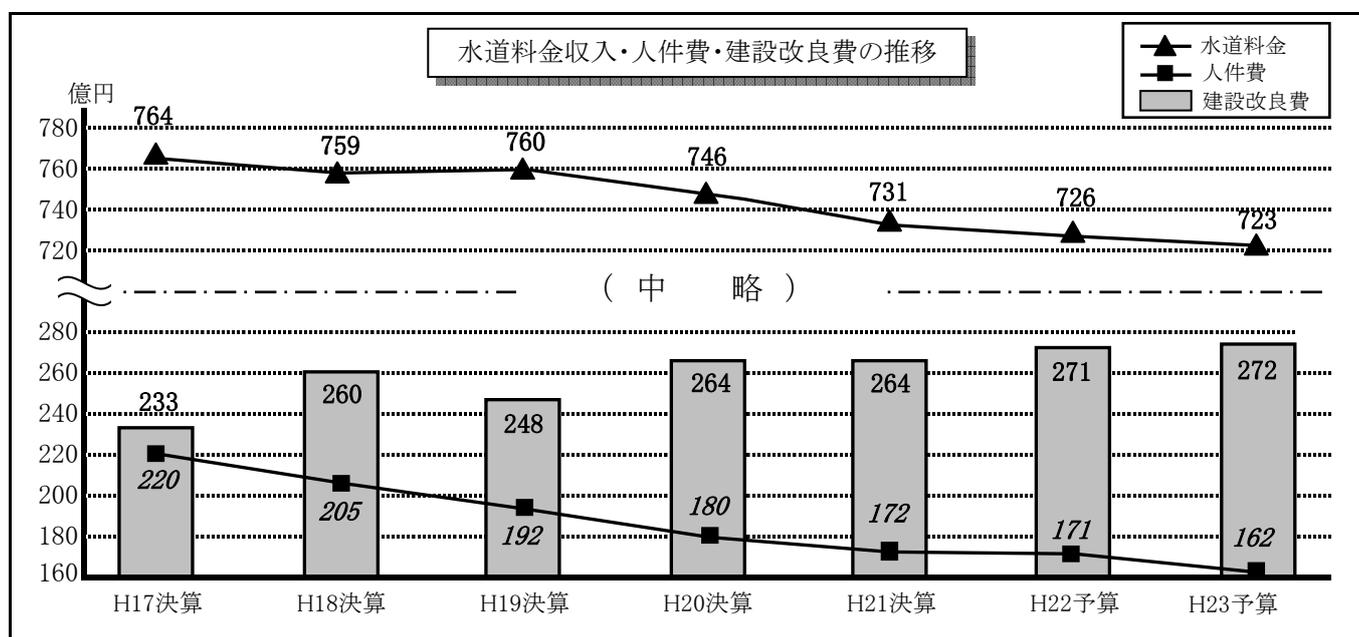
【業務の予定量】

区 分	平成23年度当初予算	平成22年度当初予算	増△減	増減率(%)
給 水 戸 数	1,795,000戸	1,789,000戸	6,000戸	0.3
年 間 総 給 水 量	432,978,000m <sup>3</sup>	432,525,000m <sup>3</sup>	453,000m <sup>3</sup>	0.1
1 日 平 均 給 水 量	1,183,000m <sup>3</sup>	1,185,000m <sup>3</sup>	△ 2,000m <sup>3</sup>	△ 0.2
職 員 計 画	1,586人	1,683人	△ 97人	△ 5.8

【財政収支】

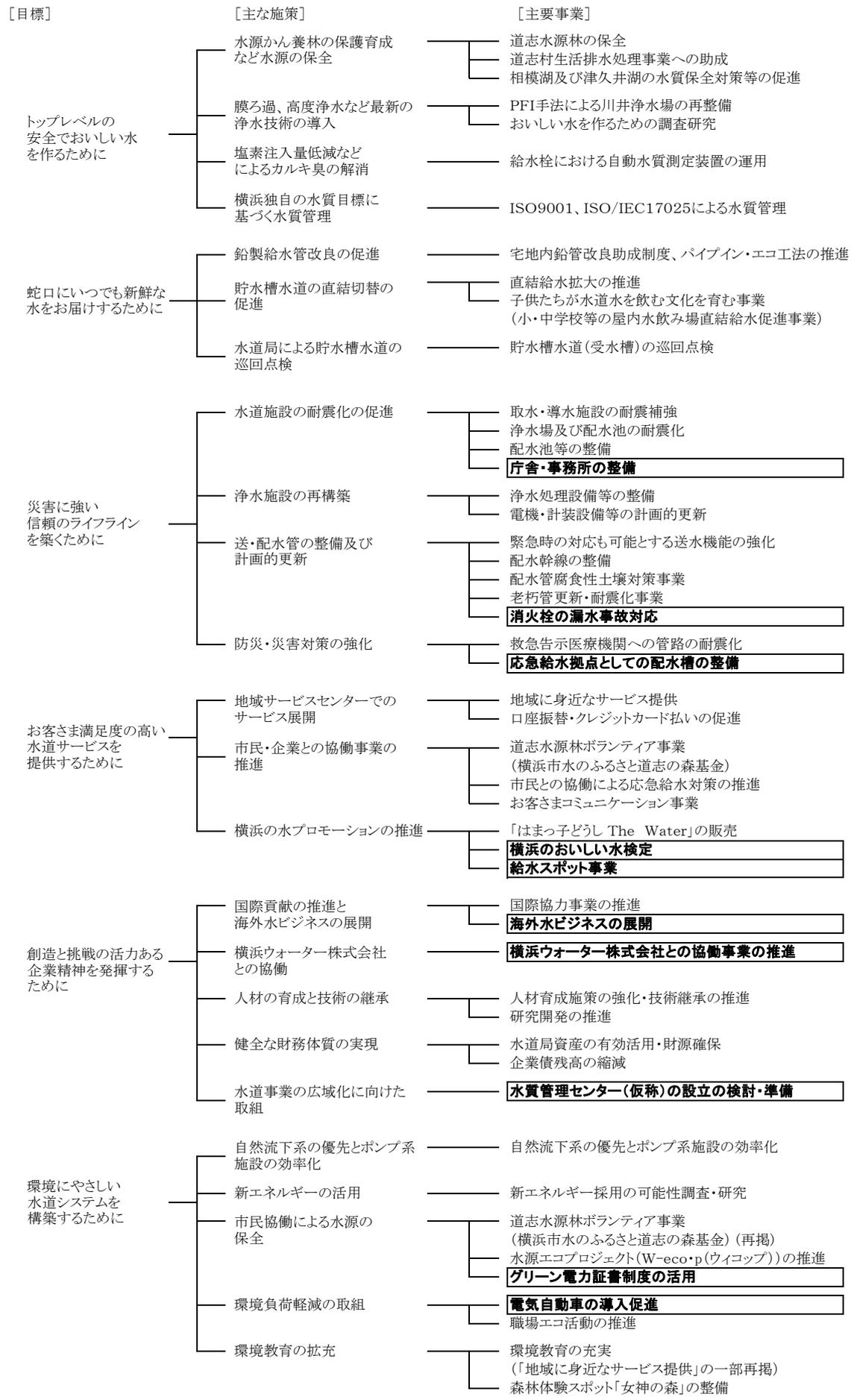
(単位:百万円)

区 分	平成23年度当初予算	平成22年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	85,509	86,292	△ 783	△ 0.9
うち水道料金	72,332	72,640	△ 308	△ 0.4
収益的支出	80,127	81,282	△ 1,155	△ 1.4
うち人件費	16,154	17,146	△ 992	△ 5.8
うち物件費等	20,662	20,559	103	0.5
うち企業団受水費	18,079	18,254	△ 175	△ 1.0
うち支払利息等	4,200	4,867	△ 667	△ 13.7
差 引	5,382	5,010	372	—
当 年 度 純 損 益	4,245	3,860	385	—
資本的収入	14,601	13,511	1,090	8.1
うち企業債	10,963	10,729	234	2.2
資本的支出	40,803	38,799	2,004	5.2
うち建設改良費	27,176	27,140	36	0.1
うち配水管整備事業費	17,500	16,900	600	3.6
うち企業債償還金	12,868	10,739	2,129	19.8
差 引	△ 26,202	△ 25,288	△ 914	—
当 年 度 資 金 収 支	△ 21	△ 26	5	—
累 積 資 金 残 額	10,356	10,377	△ 21	—
企 業 債 残 高	188,264	190,169	△ 1,905	—



平成23年度水道局予算の施策体系

**太字** は新規・拡充事業



## ◆◆ 主要事業 ◆◆

### 1 トップレベルの安全でおいしい水を作るために

#### (1) 水源かん養林の保護育成など水源の保全

※( )は前年度予算額  
**5億2,077万円**  
( 5億8,731万円 )

##### ア 道志水源林の保全

5,660万円  
( 5,370万円 )

道志村に保有する本市水源かん養林(2,873ヘクタール)を、水源林管理計画に基づき、枝打ちや間伐等により保全します。

23年度は、81ヘクタールを整備します。

##### イ 道志村生活排水処理事業への助成

4,197万円  
( 3,860万円 )

水源保全のため、道志村が実施する合併処理浄化槽設置工事(平成13年度～)に対し、本市から費用の一部を助成します。

23年度設置基数30基(累計基数478基)

##### ウ 相模湖及び津久井湖の水質保全対策等の促進

4億2,220万円  
( 4億9,501万円 )

水源地域の流域下水道整備事業への助成や\*エアレーション装置により湖内のアオコ増殖を抑制したり相模湖の湖底にたまった土砂を除去することなどにより、相模湖及び津久井湖の水質保全や貯水容量の回復等を図ります。

\*エアレーション装置:水中に空気を送り込み、水を循環させる装置

#### (2) 膜ろ過、高度浄水など最新の浄水技術の導入

**1,176万円**  
( 1,588万円 )

##### ア PFI手法による川井浄水場の再整備

川井浄水場を\*PFI手法により全面的に更新(21~25年度)します。

23年度は、配水池の築造や場内配管の布設工事等に着手します。

\*PFI:公共施設の建設、管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。

##### イ おいしい水を作るための調査研究

1,176万円  
( 1,588万円 )

大学等との連携により、かび臭等異臭味対策等の調査研究を進めます。

- ・粒状活性炭処理実験
- ・かび臭発生物の画像認識による自動計測技術

#### (3) 塩素注入量低減などによるカルキ臭の解消

**8,824万円**  
( 8,550万円 )

「安全な水」の供給のためには、給水栓で一定の塩素濃度を確保することが必要です。一方で、「おいしい水」の供給のためには、カルキ臭の原因となる塩素の量をできる限り少なくすることが必要です。そのため、各配水区域の給水栓に自動水質測定装置を設置することにより、常に塩素濃度を監視し、塩素濃度の低減化を図ります。

#### (4) 横浜独自の水質目標に基づく水質管理

**172万円**  
( 220万円 )

国際規格であるISO9001の品質管理及びISO/IEC17025の水質検査体制を継続します。これにより、臭気やトリハロメタンなどの8項目について国の水質基準よりもさらに厳しい横浜独自の水質目標の達成を目指します。

## 2 蛇口にいつでも新鮮な水をお届けするために

### (1) 鉛製給水管改良の促進

5,500万円  
(5億5,400万円)

鉛製給水管のうち、道路部分の52,000か所の改良については、14年度から取り組んできた鉛管改良促進事業により、22年度で完了しました。

宅地内部分については、26年度までに\*1助成制度と\*2パイプイン・エコ工法により、引続き早期改良を進めていきます(建替えなどにより解消すると見込まれる部分を除く)。これにより改良予定80,200か所に対し、22年度までに39,400か所を改良しており、23年度は9,000か所を予定しています。

\*1 助成制度 : 宅地内の鉛製給水管をお客さまが新しい管に取替える際、工事費の2分の1(上限5万円)を助成する制度

\*2 パイプイン・エコ工法 : 水道局が8年ごとに行う水道メーターの満期取替時に、水道局負担で鉛製給水管の中に合成樹脂製の管を押し込んで内側を被覆し、鉛の溶出を防ぐ廉価で簡易的な工法

### (2) 貯水槽水道の直結切替の促進

6,000万円  
(6,000万円)

#### ア 直結給水拡大の推進

直結給水には、配水管の圧力を利用した直結直圧式と、お客さまがポンプを設置する直結増圧式があります。

直結直圧式については、21年度から4階までの給水が可能となっています。

また、直結増圧式については、23年5月からポンプを多段に設置することでこれまで15階程度までだった高さの制限がなくなり、より高層の建物への給水が可能となりました。

23年度も様々な機会を捉え積極的に広報し、直結給水を促進します。

イ 子供たちが水道水を飲む文化を育む事業  
(小・中学校等の屋内水飲み場直結給水促進事業)  
6,000万円  
(6,000万円)

学校の屋内水飲み場を直結給水方式にすることで、冷たくておいしい水が飲めるようにすることにより、水道水の信頼を高めます。

23年度は、教育委員会が改修する15校について助成します。

### (3) 水道局による貯水槽水道の巡回点検

84万円  
(178万円)

市内全ての貯水槽水道約20,000施設について、区福祉保健センターと連携して管理等に関する指導、助言を行い、あわせて直結給水への切り替えを積極的に広報しています。巡回点検は22年度に完了しましたが、23年度はこれまでの巡回点検で改善等の指導、助言を行った約2,200施設に対してフォローアップ点検を実施します。

### 3 災害に強い信頼のライフラインを築くために

#### (1) 水道施設の耐震化の促進

34億9,066万円  
( 22億9,082万円 )

##### ア 取水・導水施設の耐震補強

6億2,540万円  
( 6億9,560万円 )

停電時にも安定して導水ができる自然流下系の取水・導水施設の耐震化を図ります。

- ・青山沈殿池改良工事
- ・久保沢ずい道耐震補強工事

##### イ 浄水場及び配水池の耐震化

22億5,592万円  
( 14億2,220万円 )

浄水場の大部分は築造後40年以上が経過して老朽化が進んでいるため、計画的に更新改良を行うとともに配水池等の耐震化を進めます。

- ・西谷浄水場沈殿池耐震補強工事
- ・小雀浄水場3・4号配水池耐震補強工事

##### ウ 配水池等の整備

5億1,834万円  
( 1億7,302万円 )

配水池は災害時には応急給水拠点になり、また分散して配置することでポンプのエネルギーを削減する効果もあることから整備を進めます。

- ・(仮称)鶴ヶ峰上部・下部配水池築造工事

##### エ 庁舎・事務所の整備【新規事業】

9,100万円

老朽化し、耐震対応が必要な庁舎・事務所について、建替えに向けた設計等や賃貸事務所への移転による整備を進めます。

- ・中村総合庁舎(南区中村町)再整備に係る設計・測量等
- ・磯子・金沢地域サービスセンター事務所移転

#### (2) 浄水施設の再構築

20億6,806万円  
( 25億3,474万円 )

##### ア 浄水処理設備等の整備

4億5,262万円  
( 2億1,094万円 )

浄水場の水処理の安定性を継続させるため、浄水施設の改良等を行います。

- ・小雀浄水場3系沈殿池傾斜板更新工事

##### イ 電機・計装設備等の計画的更新

16億1,544万円  
( 23億2,380万円 )

安定給水のために必要なポンプ設備・計装設備等を計画的に更新します。

- ・西谷浄水場無停電電源設備更新工事
- ・西谷ポンプ場ポンプ設備更新工事

### (3) 送・配水管の整備及び計画的更新

226億3,078万円  
(216億4,155万円)

ア 緊急時の対応も可能とする送水機能の強化  
18億7,370万円  
(19億6,303万円)

各浄水場と配水池を結ぶ送水管の整備を進め、水源事故や停電等による浄水場の停止等の緊急時におけるバックアップ体制を強化し、一層の安定給水を図ります。

- ・(仮称)新磯子幹線口径1200mm送水管新設工事

イ 配水幹線の整備  
19億1,858万円  
(30億2,177万円)

水圧の均等化や、漏水破裂事故時に断水区域や断水時間を少なくするため、管路のループ化やバックアップ管の整備等配水幹線の整備を行い、安定給水を確保します。

- ・(仮称)環状4号線口径1200mm配水管新設工事
- ・中尾高区線口径500mm配水管新設工事

ウ 配水管腐食性土壌対策事業  
8億197万円  
(12億3,430万円)

腐食性土壌に埋設された配水管は、腐食により耐用年数に達する前に漏水が発生することがあります。特に大口径管(口径400mm以上)は、漏水した場合、市民生活に多大な影響を及ぼすため優先的に更新します。

23年度は2.47kmの更新を予定しています。

エ 老朽管更新・耐震化事業  
179億3,653万円  
(154億2,245万円)

経年劣化で漏水・破裂、赤水等が発生するおそれがある老朽管を主な対象として計画的に更新を行っています。

更新延長を22年度103km、23年度110kmとスピードアップさせて水道管の耐震化を図ります。なお、耐久性や施工性に優れた水道管「100年管」を新たに採用します。

オ 消火栓の漏水事故対応【新規事業】

1億円

消火栓の漏水事故対応として、平成元年度より前に設置された消火栓約32,000基を対象に、漏水時の影響等を考慮しながら調査・修繕をします。

調査は22~24年度にかけて行い、必要箇所の修繕については26年度までに終了します。

### (4) 防災・災害対策の強化

2億3,035万円  
(4億7,271万円)

ア 救急告示医療機関への管路の耐震化  
2億2,928万円  
(4億7,271万円)

災害時の医療活動に支障をきたさないよう救急告示医療機関に給水している配水管を耐震化します。

23年度は4か所の救急告示医療機関に給水する配水管を整備します。これにより、全49か所のうち46か所が耐震化されます。

イ 応急給水拠点としての配水槽の整備【新規事業】  
107万円

市内に5か所ある配水槽を災害時の応急給水拠点に位置づけて活用します。

23年度は、汐見台・能見台(低区)の2か所の配水槽を整備します。

## 4 お客さま満足度の高い水道サービスを提供するために

### (1) 地域サービスセンターでのサービス展開

1,882万円  
(3,051万円)

#### ア 地域に身近なサービス提供

1,609万円  
(1,636万円)

地域サービスセンターでは、小学校等での出前水道教室、自治会・町内会等との防災訓練を充実するとともに施設見学会等、地域の特性にあわせた事業を展開します。  
また、区民まつりなどのイベントに引き続き参加し、水道事業を積極的にPRします。

#### イ 口座振替・クレジットカード払いの促進

273万円  
(1,415万円)

22年度に実施した「口座振替・クレジットカード促進キャンペーン」の実績を踏まえて、23年度は、新規に水道の使用を開始されたお客さまを対象にPRを行います。

### (2) 市民・企業との協働事業の推進

1,542万円  
(1,562万円)

#### ア 道志水源林ボランティア事業(横浜市水のふるさと道志の森基金)

1,089万円  
(1,093万円)

水源地道志村の民有林の一部は人手不足等により手入れが行き届かないため、市民ボランティアと協働して22年度までに37.9ヘクタールを整備しました。引続き23年度は、5ヘクタールを整備し、水源かん養機能の高い森林に再生します。  
ボランティアの活動は、市民等からの寄附や「はまっ子どうし The Water」の売上金の一部等による「横浜市水のふるさと道志の森基金」を活用しています。

#### イ 市民との協働による応急給水対策の推進

153万円  
(169万円)

市民が災害時に主体的に活動できるよう、住民参加による災害用地下給水タンクや緊急給水栓の応急給水訓練を引続き実施するほか、災害時の飲料水給水場所を周知するため、給水マップを配布します。

#### ウ お客さまコミュニケーション事業

300万円  
(300万円)

これまでの「お客さま感謝デー」などの実績を踏まえ、お客さまとのふれあいやコミュニケーションのためのイベントを引続き企画・開催します。

### (3) 横浜の水プロモーションの推進

1億5,966万円  
(2億2万円)

#### ア 「はまっ子どうしThe Water」の販売

1億5,066万円  
(1億9,952万円)

水道水のおいしさや高い品質等を広く伝える広報やイベントを実施するとともに、横浜市のオフィシャルウォーター「はまっ子どうし The Water」を引続き販売し「横浜の水プロモーション」を推進します。

23年度は販売予定本数を200万本とし、売上げを利用した水源保全を含む環境貢献や国際支援を一層推進します。

#### イ 横浜のおいしい水検定【拡充事業】

500万円  
(50万円)

お客さまに水道水の安全性やおいしさを楽しんでいただける「横浜のおいしい水検定」を実施します。  
23年度は22年度に実施した3級に続き、2級検定を実施するなど、内容を拡充します。

#### ウ 給水スポット事業【新規事業】

400万円

街なかでお客さまにおいしい水を提供するスポットを開設します。  
マイボトル・マイカップキャンペーンなどのイベントとあわせ、多くのお客さまに水道水のおいしさをPRします。

## 5 創造と挑戦の活力ある企業精神を発揮するために

### (1) 国際貢献の推進と海外水ビジネスの展開

3,095万円  
(1,212万円)

#### ア 国際協力事業の推進

1,232万円  
(1,212万円)

長年にわたり培ってきた技術や経験を提供し、引続き海外における水道事業の向上に寄与し、国際貢献を推進します。

#### 【23年度の主な取組】

- ・「ベトナムと横浜市水道局の4者覚書に基づく相互協力事業」
- ・「ベトナム国中部地域都市上水道事業体能力開発プロジェクト」(\*JICA事業)
- ・JICAなどを通じた海外研修員受入
- ・これからの国際貢献を担う人材育成プロジェクト
- ・国際会議の開催

\*JICA:独立行政法人国際協力機構

#### イ 海外水ビジネスの展開【新規事業】

1,863万円

これまでの国際貢献により築き上げてきた様々な国・地域との交流を活かし、国の機関、民間企業、自治体等と連携を図り、ニーズの把握や横浜水道のセールスを通じ、海外水ビジネスを展開します。

23年度は、経済産業省や\*NEDOなどからの調査案件に関するコンサルティング業務や、海外研修員の受入事業に取り組みます。また、「横浜水ビジネス協議会」等、上下水道に関連する企業や自治体間との連携を強化し、海外水ビジネスのセールスを推進します。

\*NEDO:独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

### (2) 横浜ウォーター株式会社との協働事業の推進【拡充事業】

2億 683万円  
(7,819万円)

設立2年目となる横浜ウォーター株式会社との連携を強化し、委託業務の拡大、研修事業の充実等を進め、国内外の水道事業への貢献と収益の確保を目指します。

#### 【23年度の主な取組】

- ・川井浄水場運転管理業務委託
- ・給水装置工事給水審査・完了検査業務委託
- ・水運用研修、漏水調査・修繕研修・配水管技術研修 等
- ・海外研修員受入(アフリカなど) (「海外水ビジネスの展開」再掲)
- ・国際コンサルティング業務 (「海外水ビジネスの展開」再掲)
- ・海外水ビジネスのセールス推進 (「海外水ビジネスの展開」再掲)

海外研修員の研修風景



### (3) 人材の育成と技術の継承

3,889万円  
(4,183万円)

#### ア 人材育成施策の強化・技術継承の推進

3,889万円  
(4,183万円)

人材育成は、OJTを基本に、集合研修や専門機関で行われる研修等を効果的に組み合わせ、職員の意識改革と能力開発を進めます。

23年度は、技術力の維持・向上を図るため、新たに「マスターエンジニア（ME）」制度を導入し技術継承を推進します。また、22年度に整備が完了する管路研修施設を活用し、技術者養成研修の拡充を図ります。

#### イ 研究開発の推進

局内に設置した「水道局研究開発推進委員会」により、研究開発に積極的に取り組みます。

その成果として、知的財産に結びつくものについては積極的に特許等を取得し、収入の確保を図ります。

### (4) 健全な財務体質の実現

#### ア 水道局資産の有効活用・財源確保

〔収入〕 3億6,515万円  
(4億7,752万円)

不動産の長期貸付の実施や短期貸付の拡充等、多様な手法により積極的に資産の有効活用を進めるとともに、知的財産や技術の活用等を行い財源確保を図ります。

##### 【23年度の主な取組】

- 新規：旧旭営業所敷地の長期貸付
- 継続：未利用地売却等の不動産の活用
  - 水質分析業務の受託
  - 漏水調査業務の受託
  - 管路研修施設の外部貸出し

#### イ 企業債残高の縮減

国の「公的資金補償金免除繰上償還制度（22～24年度）」の活用や企業債発行額の抑制を通じて企業債残高の縮減を図り、将来に向けて財政の健全性を強化します。

- ・23年度末企業債残高：1,883億円〔前年度比△19億円〕

### (5) 水道事業の広域化に向けた取組 【新規事業】

450万円

「神奈川県内水道事業検討委員会」の報告書に基づき、県内の5水道事業体が共同で設立を予定している「水質管理センター（仮称）」の設置準備として、水質検査の精度保証システムの共通化や、共同の調査研究体制の構築に取り組みます。

## 6 環境にやさしい水道システムを構築するために

### (1) 自然流下系の優先とポンプ系施設の効率化

電力消費量を削減するため、自然流下系の水を最大限活用した水道システムの構築を目指します。  
この事業により、ポンプを使って給水している小雀浄水場の給水区域の一部を、自然流下系の川井浄水場から給水できるようにします。

また、ポンプ設備の更新にあわせ、省エネルギー型の設備を導入します。

- ・(仮称)環状4号線口径1200mm配水管新設工事(再掲)
- ・西谷ポンプ場ポンプ設備更新工事(再掲)

### (2) 新エネルギーの活用

400万円  
(100万円)

新エネルギー採用の可能性調査・研究

400万円  
(100万円)

水道局の施設には、豊富な水力エネルギーが潜在しており、このエネルギーを再利用する方法について調査研究します。

23年度は、水力発電機能を付加した流量調整弁の実用化に向けた研究等を行います。



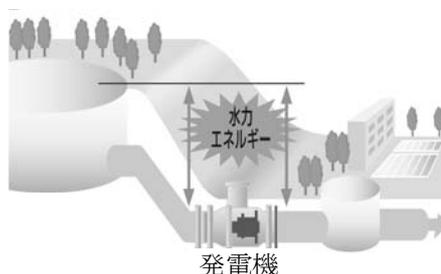
#### 自然のエネルギーで 1,265軒分を発電!

浄水場等では、水力や太陽光等自然のエネルギーを積極的に活用しています。

23年度末のこれらのエネルギーによる発電容量は、1,794 kWになり、一般家庭約1,265軒の使用に相当する電力を発電する予定です。

【東京発電(株)による港北配水池小水力発電発電量を含む】

小水力発電イメージ



小雀浄水場  
太陽光発電設備

### (3) 市民協働による水源の保全

1,139万円  
(1,093万円)

ア 道志水源林ボランティア事業(横浜市水のふるさと道志の森基金)  
(再掲)

1,089万円  
(1,093万円)

イ 水源エコプロジェクト(W-eco・p(ウイコップ))の推進

〔収入〕 182万円

企業や団体と協働して水源保全に取り組み地球温暖化防止に貢献していくため、引続き「水源エコプロジェクト」(W-eco・p(ウイコップ))により企業・団体からの寄附金を募り、道志水源林の整備事業に活用します。

ウ グリーン電力証書制度の活用 【新規事業】

50万円

小水力発電で発電された電気が持つ環境付加価値をグリーン電力証書制度を活用して取り引きし、この収入を「水のふるさと道志の森基金」に組み入れることで環境施策の推進に役立てます。

#### (4) 環境負荷軽減の取組

3,600万円

##### ア 電気自動車の導入促進【新規事業】

3,600万円

水道事業は、業務を行うにあたり、多くの車両を有しています。実用化の進む電気自動車を導入し、地球温暖化対策の推進とPRに取り組みます。

23年度は、各地域サービスセンターに1台ずつ、合計9台を導入します。

##### イ 職場エコ活動の推進

庁舎の壁面や屋上スペースを活用した「緑のカーテン」や「屋上緑化」に引続き取り組むとともに、「環境報告書」を研修等で活用し、職員の環境意識を一層高めます。また、職場での優れた取組を表彰するなど、職員のモチベーションを高めながら、局全体で共有・展開を図ります。

#### (5) 環境教育の拡充

160万円  
(148万円)

##### ア 環境教育の充実

(「地域に身近なサービス提供」の一部再掲)

100万円  
(100万円)

浄水場への施設見学や出前水道教室等の機会を通じて、市内の全ての公立小学校に環境保護や水源保全等の大切さを引続き伝えていきます。また、私立小学校にも呼びかけ、取組の充実を図ります。

##### イ 森林体験スポット「女神の森」の整備

60万円  
(48万円)

体験型環境学習の実践の場として、山梨県道志村の水道局用地に、市民・企業等が森林植栽を体験できる森林体験スポット\*「女神の森」を整備しています。

これにより、地球環境保護や水源保全等環境教育の充実を図ります。

\*「女神の森」：道志村で出土した縄文式土器「人面装飾付土器」の通称「縄文の女神」にちなみ名付けました。



「女神の森」での市民の方々の植樹風景(道志村)

◆◆ 予算概況 ◆◆

工業用水道事業は、供給工場における生産の合理化等により契約水量の減量が続き、料金収入が逓減しています。一方で、施設の老朽化が進んでいることから、これらの更新・改良を着実に進めていく必要があります。

このため、新しい中期経営計画（23～27年度）の初年度となる23年度は、徹底した経費の削減や企業債残高の積極的な縮減等により、健全で持続可能な財政運営の実現を目指すとともに、計画に基づき施設の更新改良を推進します。

1 工業用水道料金収入の減少

供給工場の減量等を考慮し、22年度当初予算の27億4,200万円より1,600万円(0.6%)減の27億2,600万円を見込みました。

2 経費の節減と収入の確保

徹底した内部管理経費の節減に取り組むとともに、新たな需要の開拓や用地の貸付等、資産の有効活用を進め、収入の確保に努めます。

3 建設改良費の確保

安定給水の確保のため、老朽管の更新等を推進します。建設改良費は22年度に比べ2,900万円(2.5%)増の12億2,500万円としました。

4 企業債残高の縮減と支払利息の減額

企業債発行額を償還額の範囲内に抑えるとともに、国による高金利企業債の繰上償還制度を活用し、企業債残高をさらに縮減します(23年度末企業債残高39億7,500万円)。支払利息は22年度に比べ3,800万円(26.4%)減の1億700万円となります。

5 純利益の確保と累積資金残額

当年度の純利益は3億2,700万円を見込み、23年度末の累積資金残額は10億5,700万円と見込みました。

◆◆ 主要事業 ◆◆

工業用水道施設の建設改良

12億2,565万円  
(11億9,622万円)

1 施設の老朽化対策等

11億4,565万円  
(11億7,552万円)

老朽化や耐震対策として、配水管の布設替工事等を行います。

- ・西寺尾一丁目口径1100mm配水管更新工事(債務負担工事)
- ・平沼一丁目口径300mm配水管添架工事(敷島橋)
- ・市場西中町口径400mm配水管布設替工事

2 災害時における工業用水の確保

8,000万円  
(2,070万円)

工業用水道施設は、一部を除き送配水幹線がループ化されていないことから、災害・事故等が発生した場合は断水が長期化するなど、給水への影響が懸念されます。このため、上水道施設から給水を確保するためのバックアップ施設を整備します。

4か年(23～26年度)の債務負担工事を予定し、23年度は詳細設計と基礎築造工事を施行します。

【業務の予定量】

区分	平成23年度当初予算	平成22年度当初予算	増 △ 減	増減率(%)
供給事業所数	65工場	64工場	1工場	1.6
1日当たり契約給水量	263,250m <sup>3</sup>	265,800m <sup>3</sup>	△ 2,550m <sup>3</sup>	△ 1.0
職員計画	27人	27人	0人	0.0

【財政収支】

(単位：百万円)

区分	平成23年度当初予算	平成22年度当初予算	増 △ 減	増減率(%)
収益的収入	2,783	2,823	△ 40	△ 1.4
うち工業用水道料金	2,726	2,742	△ 16	△ 0.6
収益的支出	2,415	2,513	△ 98	△ 3.9
うち人件費	254	259	△ 5	△ 2.0
うち物件費等	1,376	1,410	△ 34	△ 2.4
うち支払利息等	107	145	△ 38	△ 26.4
差引	368	310	58	—
当年度純損益	327	263	64	—
資本的収入	253	253	0	0.0
うち企業債	64	63	1	1.6
資本的支出	1,646	1,570	76	4.8
うち建設改良費	1,225	1,196	29	2.5
うち企業債償還金	411	352	59	16.8
差引	△ 1,393	△ 1,317	△ 76	—
当年度資金収支	△ 363	△ 325	△ 38	—
累積資金残額	1,057	1,420	△ 363	—
企業債残高	3,975	4,322	△ 347	—



工業用水道鶴ヶ峰沈殿池



京浜工業地帯

### Ⅲ 参 考

平成23年度水道事業会計予算概要表 (対前年度比較)

(税 込)

(単位：千円, %)

区 分		平成23年度当初予算		平成22年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率	
収 入	水 道 料 金	72,332,474	84.6	72,639,956	84.2	△307,482	△0.4	
	水 道 利 用 加 入 金	3,247,647	3.8	3,680,694	4.3	△433,047	△11.8	
	他 会 計 繰 入 金	5,620,154	6.6	5,517,280	6.4	102,874	1.9	
	浄 水 受 託 収 益	1,486,280	1.7	1,482,219	1.7	4,061	-	
	そ の 他	2,822,462	3.3	2,971,953	3.4	△149,491	△5.0	
	計	85,509,017	100.0	86,292,102	100.0	△783,085	△0.9	
	支 出	人 件 費	16,153,765	20.1	17,145,678	21.1	△991,913	△5.8
		物 件 費 等	20,661,708	25.8	20,559,240	25.3	102,468	0.5
		動 力 費	1,984,339	2.5	2,070,333	2.5	△85,994	△4.2
		薬 品 費	735,026	0.9	815,911	1.0	△80,885	△9.9
		修 繕 費 等	6,673,618	8.3	6,332,992	7.8	340,626	5.4
		委 託 料	5,682,999	7.1	5,441,781	6.7	241,218	4.4
		そ の 他	5,585,726	7.0	5,898,223	7.3	△312,497	△5.3
		企 業 団 受 水 費	注1 18,078,639	22.6	18,253,986	22.5	△175,347	△1.0
		企 業 団 補 助 金	149,000	0.2	119,000	0.1	30,000	25.2
		減 価 償 却 費 等	20,798,762	26.0	20,252,158	24.9	546,604	2.7
		支 払 利 息 等	4,200,123	5.2	4,866,733	6.0	△666,610	△13.7
		特 別 損 失	35,000	0.0	35,000	0.0	0	0.0
		予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
計	80,126,997	100.0	81,281,795	100.0	△1,154,798	△1.4		
収 益 的 収 支 差 引		5,382,020	-	5,010,307	-	371,713	-	
消 費 税 等 調 整 額		1,136,796	-	1,150,261	-	△13,465	-	
純 損 益		4,245,224	-	3,860,046	-	385,178	-	
資 本 的 収 入	企 業 債	10,963,000	75.1	10,729,000	79.4	234,000	2.2	
	一 般 会 計 出 資 金	1,229,000	8.4	912,000	6.8	317,000	34.8	
	工 事 負 担 金 等	768,680	5.3	608,007	4.5	160,673	26.4	
	国 庫 補 助 金	1,629,593	11.1	1,137,333	8.4	492,260	43.3	
	そ の 他	10,887	0.1	124,406	0.9	△113,519	△91.2	
	計	14,601,160	100.0	13,510,746	100.0	1,090,414	8.1	
	資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	27,175,697	66.6	27,140,355	69.9	35,342	0.1
		基 幹 施 設 整 備 事 業 費	8,610,000	21.1	9,020,000	23.2	△410,000	△4.5
		配 水 管 整 備 事 業 費	17,500,000	42.9	16,900,000	43.6	600,000	3.6
		そ の 他 建 設 改 良 費	1,065,697	2.6	1,220,355	3.1	△154,658	△12.7
		企 業 債 償 還 金	12,867,843	31.5	10,739,251	27.7	2,128,592	19.8
		国 庫 補 助 金 返 還 金	43,916	0.1	65,428	0.2	△21,512	△32.9
		投 資 予 備 費	685,115	1.7	823,633	2.1	△138,518	△16.8
計	40,802,571	100.0	38,798,667	100.0	2,003,904	5.2		
資 本 的 収 支 差 引		△26,201,411	-	△25,287,921	-	△913,490	-	
純 損 益		4,245,224	-	3,860,046	-	385,178	-	
消 費 税 等 調 整 額		1,136,796	-	1,150,261	-	△13,465	-	
当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金		20,798,762	-	20,252,158	-	546,604	-	
資 本 的 収 支 差 引		△26,201,411	-	△25,287,921	-	△913,490	-	
計 ( 当 年 度 資 金 収 支 )		△20,629	-	△25,456	-	4,827	-	
前 年 度 末 資 金 残 額		注2 10,377,283	-	12,198,860	-	△1,821,577	-	
累 積 資 金 残 額		10,356,654	-	12,173,404	-	△1,816,750	-	

注1 企業団受水費に係る料金改定(1m<sup>3</sup>あたり) 直営事業基本料金:42.5円→40.5円 直営事業使用料金:10.8円→12.7円  
寒川事業基本料金:25.0円→22.3円

注2 平成21年度決算及び平成22年度補正予算(第2号)を反映した後の資金残額

平成23年度工業用水道事業会計予算概要表（対前年度比較）

（税込）

（単位：千円，％）

区 分		平成23年度当初予算		平成22年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率	
収 入	工 業 用 水 道 料 金	2,725,598	97.9	2,741,608	97.1	△ 16,010	△ 0.6	
	そ の 他	57,304	2.1	81,548	2.9	△ 24,244	△ 29.7	
	計	2,782,902	100.0	2,823,156	100.0	△ 40,254	△ 1.4	
支 出	人 件 費	253,669	10.5	258,863	10.3	△ 5,194	△ 2.0	
	物 件 費 等	1,376,235	57.0	1,410,349	56.1	△ 34,114	△ 2.4	
	負 担 金	1,118,438	46.3	1,194,236	47.5	△ 75,798	△ 6.3	
	修 繕 費 等	120,674	5.0	64,678	2.6	55,996	86.6	
	そ の 他	137,123	5.7	151,435	6.0	△ 14,312	△ 9.5	
	減 価 償 却 費 等	661,638	27.4	682,061	27.1	△ 20,423	△ 3.0	
	支 払 利 息 等	106,847	4.4	145,259	5.8	△ 38,412	△ 26.4	
	特 別 損 失	10,000	0.4	10,000	0.4	0	0.0	
予 備 費	7,000	0.3	7,000	0.3	0	0.0		
	計	2,415,389	100.0	2,513,532	100.0	△ 98,143	△ 3.9	
支	収 益 的 収 支 差 引	367,513	—	309,624	—	57,889	—	
	消 費 税 等 調 整 額	40,279	—	46,231	—	△ 5,952	—	
	純 損 益	327,234	—	263,393	—	63,841	—	
資 本 的 収 入	企 業 債	64,000	25.3	63,000	24.9	1,000	1.6	
	国 庫 補 助 金	43,800	17.3	89,500	35.4	△ 45,700	△ 51.1	
	工 事 負 担 金	145,000	57.4	98,410	39.0	46,590	47.3	
	そ の 他	0	0.0	1,807	0.7	△ 1,807	△ 100.0	
	計	252,800	100.0	252,717	100.0	83	0.0	
	資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	1,225,648	74.5	1,196,216	76.2	29,432	2.5
		工業用水道施設整備事業費	844,997	51.4	1,054,314	67.2	△ 209,317	△ 19.9
そ の 他 建 設 改 良 費		380,651	23.1	141,902	9.0	238,749	168.2	
企 業 債 償 還 金		411,567	25.0	352,462	22.5	59,105	16.8	
国 庫 補 助 金 返 還 金		4,252	0.3	16,972	1.1	△ 12,720	△ 74.9	
予 備 費		4,000	0.2	4,000	0.2	0	0.0	
	計	1,645,467	100.0	1,569,650	100.0	75,817	4.8	
資 金 収 支	資 本 的 収 支 差 引	△ 1,392,667	—	△ 1,316,933	—	△ 75,734	—	
	純 損 益	327,234	—	263,393	—	63,841	—	
	消 費 税 等 調 整 額	40,279	—	46,231	—	△ 5,952	—	
	当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	661,638	—	682,061	—	△ 20,423	—	
	資 本 的 収 支 差 引	△ 1,392,667	—	△ 1,316,933	—	79,528	—	
	計（当年度資金収支）	△ 363,516	—	△ 325,248	—	△ 38,268	—	
	前 年 度 末 資 金 残 額	注 1,420,340	—	1,589,120	—	△ 168,780	—	
	累 積 資 金 残 額	1,056,824	—	1,263,872	—	△ 207,048	—	

注 平成21年度決算及び平成22年度補正予算(第2号)を反映した後の資金残額

The Water

はまっ子  
どうし

森に還る、わたしに潤う

上手に使おう 横浜の水

～健康と豊かな暮らしは 蛇口から～

# よこはま WATER



上手に使おう 横浜の水  
～健康と豊かな暮らしは 蛇口から～



横浜市水道局

# 横浜市の水源

横浜市の保有水源は、  
**道志川系統** **相模湖系統**  
**馬入川系統** **企業団酒匂川系統**  
**企業団相模川系統** の5系統で、  
 合わせて  
**1日 1,955,700m<sup>3</sup>**

## 道志川系統

172,800m<sup>3</sup>/日

相模川の支流である道志川の河川水を水源としています。鮎子取水せきで取水し、青山沈でん池を経て、自然流下で川井・西谷の両浄水場へ送られます。

## 相模湖系統

394,000m<sup>3</sup>/日

相模川の上流にある相模湖(相模ダム)の水を水源としています。相模湖の約4km下流にある沼本ダムで取水し、津久井分水池、下九沢分水池、相模原沈でん池および川井接合井を経て、自然流下で鶴ヶ峰・西谷の両浄水場へ送られます。

## 馬入川系統

284,700m<sup>3</sup>/日

相模川の上流にある津久井湖(城山ダム)の水を水源としています。津久井湖の約32km下流にある寒川取水せきで取水し、ポンプを使って小雀浄水場へ送られます。

## 企業団酒匂川系統

605,200m<sup>3</sup>/日

神奈川県内広域水道企業団(13頁参照)が取水から浄水処理までを行うもので、酒匂川の上流にある丹沢湖(三保ダム)の水を水源としています。丹沢湖の約28km下流にある飯泉取水せきで1日1,564,300m<sup>3</sup>(そのうち横浜市分は上記のとおり)取水し、(※)伊勢原・(※)相模原等の浄水場へ送られます。

## 企業団相模川系統

499,000m<sup>3</sup>/日

神奈川県内広域水道企業団が取水から浄水処理までを行うもので、相模川の支流である中津川上流の宮ヶ瀬湖(宮ヶ瀬ダム)の水を水源としています。宮ヶ瀬湖の約23km下流にある相模川の相模大ぜきなどで1日1,300,000m<sup>3</sup>(そのうち横浜市分は上記のとおり)取水し、(※)綾瀬・(※)相模原等の浄水場へ送られます。

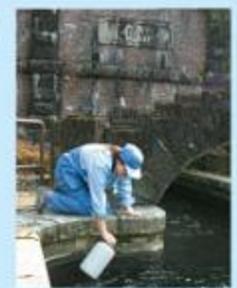


### 水源では



### 水源での検査

定期的に採水し、理化学試験や生物・細菌試験を行い、水源水質を監視しています。



### 自動水質監視システム

水道局では、河川などから取り入れた水(原水)に毒物が混入した場合、魚類等の異常な行動をセンサーが感知し、警報を発する自動水質監視システムを採用しています。



# 水道水ができるまで

## 浄水場の仕組み

浄水場は、水道水をつくる工場です。横浜市には、川井・鶴ヶ峰・西谷・小雀の4つの浄水場があります。

浄水場	住所	1日当たりの浄水能力
川井浄水場	旭区上川井町2555	106,400m <sup>3</sup>
鶴ヶ峰浄水場	旭区鶴ヶ峰本町2-39-1	106,400m <sup>3</sup>
西谷浄水場	保土ヶ谷区川島町522	356,000m <sup>3</sup>
小雀浄水場	戸塚区小雀町2470	1,009,200m <sup>3</sup>

横浜市分 764,000m<sup>3</sup>  
横浜東市分 245,200m<sup>3</sup>

### 浄水場見学の実施

水道事業に対する理解を深めていただくとともに、水道をより身近なものに感じていただくことを目的に、浄水場などの見学を行っています。

実際に沈でん池やろ過池を見学し、ビデオや模擬沈でん実験などとおして、安全で良質な水道水がつけられる仕組みを理解していただきます。



西谷浄水場

### 浄水場見学のお申し込みは・・・

市内の浄水場(川井、西谷、小雀)と相模原市緑区青山の青山沈でん池および水質検査室(西谷)の見学については、水道局お客さまサービスセンターへお申し込みください(詳細は裏表紙をご覧ください)。

なお、ご来場の際は公共交通機関のご利用をお願いします。  
※鶴ヶ峰浄水場は見学を行っていません。



## 安全な水道水のために

### 水質検査

水質基準は、国が定めた水道水の品質に関する基準で、生涯飲み続けることができる安全性を十分考慮した値です。全国の水道事業者一律に課せられており、その遵守と検査が義務付けられています。

#### 水質検査計画と水質情報の公表

水質検査の適性化や透明性を維持するため、水質検査の項目、地点、頻度とその理由を明記した「水質検査計画」をまとめており、これに基づき検査を行っています。また、「検査結果」をまとめた「水質試験年報」も毎年作成しています。「水質試験年報」は市内の公立図書館等で公開するとともに「水質検査計画」「水質検査結果」とあわせてウェブサイト上で閲覧できるようにしています。

#### 水質検査室の見学の実施

水道局は、水道水の安全性を確認するため、さまざまな水質検査を行っています。充実した検査体制のもと、信頼できる水質検査が行われていることをご理解いただくために、水質検査室の見学を実施しています。



#### 水質診断書

お客さまから、蛇口での水質検査のご依頼をいただいた場合、基本的な5項目(味、臭い、色、濁り、残留塩素)の検査を行います。その検査結果後、さらに詳細な検査をご希望される場合には、水質検査車で伺って検査を行い、「水質診断書」をお渡ししています。「水質診断書」は、人間ドックなどの検査結果と同様に、判定結果だけでなく、項目の数値や基準とその説明を記載しています。

#### 水質検査技術、浄水場の品質管理は世界水準! ~ISO/IEC17025、ISO9001取得~

水道局はお客さまに、より一層の安心と信頼を提供するため、水質検査技術が国際水準であることを保証する国際規格「ISO/IEC17025」を取得しています。また、市内全浄水場で、継続的な品質管理体制の推進と業務の円滑化・効率化を目的として、品質管理システムの国際規格「ISO9001」を取得しています。



### 着水井

河川、湖沼などから取水された水(原水)が浄水場に最初に到着するところ。ここで水量を調整し、沈でん池へ送ります。



### 沈でん池

原水に凝集剤(ポリ塩化アルミニウム)を注入します。原水中の浮遊物は大きな粒子のかたまり(フロック)となり、沈みます。



### 急速ろ過池

沈でん池で取り除かれなかった微細な浮遊物は、砂と砂利の層を通して取り除かれます。



### 消毒設備

ろ過した水に次亜塩素酸ナトリウムを加えて消毒し、安心して飲む水道水ができあがります。



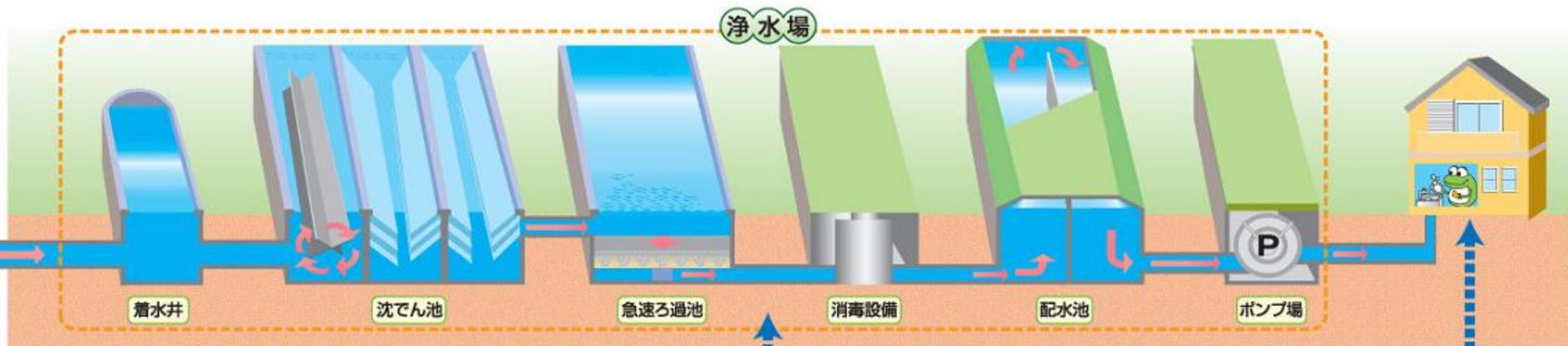
### 配水池

水道水を貯蔵する倉庫で、水の使用量に応じて水量を調節します。また、地震などの災害時に飲料水を確保します。



### ポンプ場

水道水を起伏の多い市内全域に一定以上の水圧で送るための施設です。



### 排水処理施設

沈でん池、ろ過池で取り除かれたフロックを濃縮、脱水、乾燥して粒状の土にします。これを家庭の園芸土として有効利用します。



### 浄水場での検査

浄水処理の各工程で水質検査を行い、水道水が水質基準に適合していることを確認しています。



水質検査

### 蛇口での検査

配水池や蛇口の水を定期的に検査し、安全を確認しています。



水質検査車

## 配水ブロックシステム

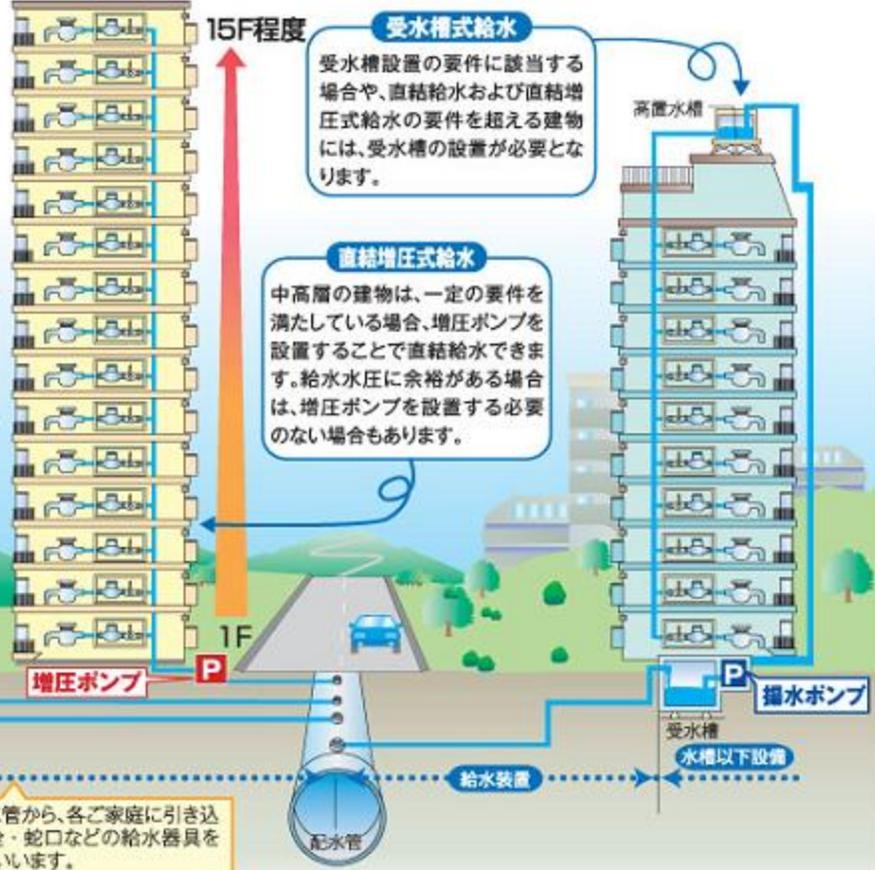
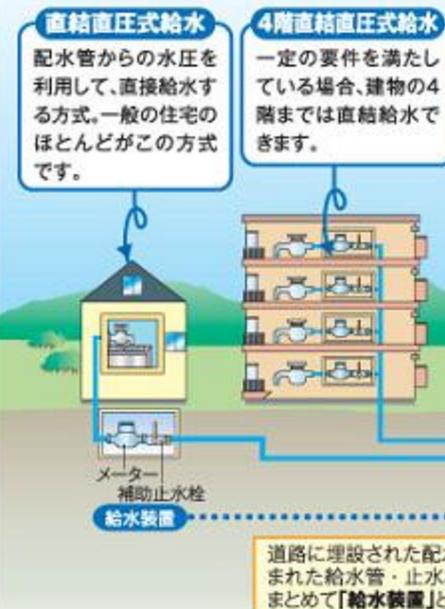
横浜市は、市域全体が起伏の多い丘陵地帯であると同時に埋立地など標高が低い地域も多く、一定の圧力で市内全域に水を送るのは困難です。そのため、市内を26地区に分割した配水ブロックシステムにより給水しています。

### 配水ブロックシステムのメリット

- 1 ブロック内の圧力を平準化して、水圧不足や過大水圧を解消し、水圧管理を容易にします。
- 2 事故発生時、他ブロックからの応援により、水の相互融通を可能にします。
- 3 給水に関する情報を集約し、経済的かつ効率的な水運用を図ることができます。
- 4 不測の事態が発生した場合も、断水等の影響範囲を最小限に抑え、早期に復旧できます。

# ご家庭の水道と料金

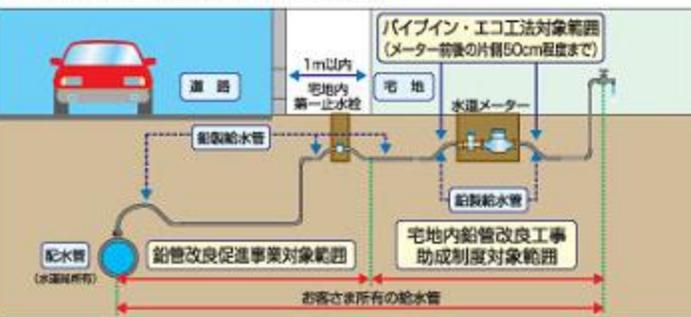
ほとんどの道路の下には、配水管が埋められています。そこから、お客さまのご家庭に給水管が引き込まれていますが、一般住宅と中高層住宅では、その仕組みが違います。



## 鉛製給水管の取り替え工事

鉛製給水管は、昭和51年まで水道管として使用されてきました。平成20年度末までは、お客さまが管理する給水装置に16万か所残っています。道路部分2万か所は、22年度までに水道局が施工し(鉛管改良促進事業は水道局の費用により取り替えるものでお客さまの負担はありません)、宅地内14万か所は、助成制度等の活用により26年度までに改良していきます。宅地内の鉛製給水管は、水道メーターの接続部に使われていますが、これを新しい管に取り替える工事に対し、工事費の2分の1(上限5万円)を助成する制度(宅地内鉛管改良工事助成制度)を16年度から導入しています。この制度に加え、水道メーター部から鉛製給水管の中に合成樹脂製管(片側50cm程度まで)を挿し込んで内側を被覆し、鉛の溶出を防ぐ廉価で簡易的な工法(パイプイン・エコ工法)を導入し、鉛製給水管の改良を促進しています。なお、この工法は、水道局が行うメーター交換の際に無料で行うもので、お客さまの負担はありません。

### 鉛製給水管の取り替え工事概要



ご家庭の給水管に鉛製給水管が使われている場合、滞留した水道水に微量の鉛が溶け出る可能性があります。朝一番の水は飲用以外にお使いください。その後の流水については、飲用しても健康上の問題はありません。

## 直結増圧式給水

### 75mm増圧ポンプで直結給水が可能に!

平成17年4月から、受水槽を経由させずに配水管から直接給水できる建物の適用範囲が拡大しました。口径75mm増圧ポンプを設置することで、15階200戸程度までの建物は直結増圧式給水が可能です。(増圧ポンプの設置費用はお客さま負担)

## 水道利用加入金

水道利用加入金は、現・新水道利用者間の負担の公平を図る目的で、新たに水道を利用する皆さまに水道施設の整備拡充に要する費用の一部を負担していただくものです。

メーター口径	加入金の額
13mm	157,500円
20mm	(78,750円)
25mm	
40mm	1,338,750円
50mm	2,047,500円
75mm	4,882,500円
100mm	8,347,500円
150mm	18,900,000円
200mm	42,525,000円
250mm	75,600,000円
300mm	126,000,000円

※( )は、市内に引き続き3年以上住所を有し、家事用として水道工事を申し込んだ場合

## 水道料金

横浜市は、用途別逓増型料金体系を採用しています。この料金体系は、毎日使う生活用水は単価を低くという考え方を基本とし、用途別に格差を設け、さらに使用水量が多くなるに従って高い単価となる特徴があります。

水道料金は通常、2か月ごとに検針し、請求を行っています。次の表により算出した額に消費税および地方消費税相当額として1.05を乗じて得た額が、1戸2か月の水道料金となります。

### 水道料金計算表

※お使いになった水量段階の計算式を選び、「水量」に使用水量を当てはめて計算してください。なお、請求額はこの計算式で求めた額に1.05を乗じます。(1円未満切り捨て)

水道料金(1戸2か月)			
用途区分	水量段階	1m <sup>3</sup> につき	計算式
家事用	0m <sup>3</sup> ~ 16m <sup>3</sup>		1,580円(基本料金)
	17m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	43円	43円×水量+ 892円
	21m <sup>3</sup> ~ 40m <sup>3</sup>	158円	158円×水量- 1,408円
	41m <sup>3</sup> ~ 60m <sup>3</sup>	226円	226円×水量- 4,128円
	61m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	269円	269円×水量- 6,708円
	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>	293円	293円×水量- 9,108円
	201m <sup>3</sup> 以上	320円	320円×水量- 14,508円
業務用	0m <sup>3</sup> ~ 16m <sup>3</sup>		1,580円(基本料金)
	17m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	43円	43円×水量+ 892円
	21m <sup>3</sup> ~ 40m <sup>3</sup>	158円	158円×水量- 1,408円
	41m <sup>3</sup> ~ 60m <sup>3</sup>	226円	226円×水量- 4,128円
	61m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	269円	269円×水量- 6,708円
	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>	293円	293円×水量- 9,108円
	201m <sup>3</sup> ~ 600m <sup>3</sup>	320円	320円×水量- 14,508円
公共浴場用	0m <sup>3</sup> ~ 16m <sup>3</sup>		1,580円(基本料金)
	17m <sup>3</sup> 以上	42円	42円×水量+ 908円

適用 平成13年4月1日

## 漏水減額制度

給水装置は、お客さまに管理していただくものです。漏水を発見された場合は、至急修理してください。

なお、お客さまが注意していても、気付かないうちに漏水していることもあります。このような場合は、水道料金の一部を減額する制度があります。

お問い合わせは、水道局お客さまサービスセンターにご連絡ください(裏表紙をご覧ください)。

### メーターでわかる漏水

ご家庭の蛇口を全部閉めて、メーター中央のパイロットや赤い針を調べてください。回っているときはどこかで漏水している可能性があります。漏水を発見された場合は、至急修理してください。

## 水道料金の減免

水道料金は公益上必要と認められる場合、条例に基づき減免を受けられます。

区分	減免基準	減免内容
身体障害者世帯等	1 生活保護ひとり親世帯	基本料金相当額
	2 身体障害者世帯(1級および2級)	
	3 知的障害者世帯(知能指数35以下)	
	4 重複障害者世帯(身体障害3級・知能指数75以下・精神障害2級のうち2つ以上に該当する方。2人で条件を満たす場合も含まれます。)	
	5 在宅で要介護4または5の方がいる世帯	
	6 ひとり親家庭等医療費助成世帯	
	7 精神障害者世帯(1級)	
	8 特別児童扶養手当受給世帯	
水害被災世帯	台風等により床上浸水の被害その他これに相当する被害を受け、防災証明書の発行を受けた場合	基本料金相当額

## 基本料金の適用

1個のメーターを、2世帯以上で家事用に水道をご利用いただいている場合(アパートや2世帯住宅など)、各世帯の使用水量を均等と見なして、1世帯ごとに基本料金を適用して料金を算定する制度があります。この制度を適用すると、料金が安くなる場合があります(水量によっては逆に割高になる場合もあります)。

## 水道メーターの見方

下の写真をご覧ください。メーターの黒い針はm<sup>3</sup>、赤い針はℓの単位を示し(1m<sup>3</sup>=1,000ℓ)、矢印の方向の順に読んでいきます。針が目盛りの間にある時は、小さい方の数字を読みます。

なお、料金は黒い針の値で計算します。今回のメーター指示数から前回のメーター指示数を差し引いた数字がお客さまの使用水量です。「水道・下水道使用水量等のお知らせ」または「納入通知書」で、検針の都度お知らせします。





# 経営と財政

## 横浜市水道事業の経営計画

### 「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」と「中期経営計画」

水道局では、平成30年代半ばの横浜水道の将来像を展望した「長期ビジョン」と平成18年度から27年度までの10年間の主要施策をまとめた「10か年プラン」、並びにその実施計画となる「中期経営計画(平成18年度～22年度)」を平成18年度に策定し、事業を着実に運営してきました。

この中期経営計画については、策定からの3年間における経済環境の著しい変化、相次ぐ地震発生や外部委員会の報告書※、また法令の改正等を踏まえて、持続可能な水道サービスを提供していくために見直しを行い、「中期経営計画(平成21年度～23年度)」を平成20年度に策定しました。

※「老朽管改良(耐震化)計画報告書」(平成20年3月報告)：23年度以降の老朽管更新を、効果的かつ効率的に行うための長期計画策定に向けた方向性を示したものです。

#### 水道局のビジョン・プランの体系



### 中期経営計画(平成21年度～23年度)の重点項目

#### 1 水道施設の更新・耐震化のスピードアップ

○これまで以上に老朽管更新・耐震化をスピードアップします。また、配水管の適切な耐用期間の把握、液状化が予想される地域の優先的な整備を考慮して、効率的に更新・耐震化を行います。

○基幹施設も同様に、耐震化を更に推進します。

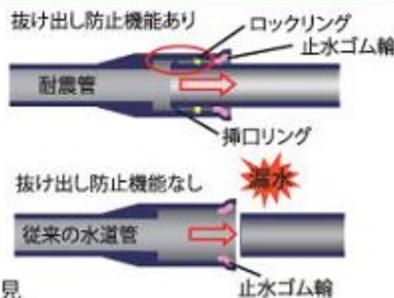
#### 2 環境保全への貢献

○次世代を担う子供たちに向けた取り組みとして、市内すべての小学生を対象とした浄水場見学や出前水道教室などの、環境教育の場の拡充を目指します。

○自然流下系施設(川井浄水場、西谷浄水場)の優先利用、太陽光発電や小水力発電(川井浄水場、青山水源事務所)といった新エネルギーの導入を更に図ります。

#### 3 国際貢献の推進

○今まで蓄積してきた技術や経験を、アジアの国々を中心に国際協力事業を通じて活用します。また、国際貢献を担う人材を育成し、効果的な情報発信を行います。



ベトナム・フエでの技術協力

### 水道施設の更新・耐震化

水道施設の更新につきましては、莫大な資金が必要ですが、水道料金収入が近年減少を続けており、厳しい財政状況が続いています。

このため、経営の効率化等に一層取り組むことで財源を生み出し、水道施設の更新、耐震化等を推進することにより、将来にわたって、安全でおいしい水を安定的にお客さまにお届けしてまいります。



耐震水道管路の工事

### 資産の有効活用をしています

水道料金収入が減少を続ける厳しい財政状況の中で、不動産・知的財産・技術などの局資産を有効活用することで、安定的な収入源の確保に努めています。

- 施設跡地及び配水池上部など、土地・建物の長期貸付を行っています。
- 貸付可能な土地等を一時的に有料でご利用いただける随時受付制度を作り、局ウェブサイト上で借主の募集を行っています。(http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/os/shisan/)
- ポンプ場跡地などの未利用地を計画的に売却します。
- 水質分析業務・漏水調査業務の受託や、特許料収入など、知的財産や技術の積極的な活用を図っています。
- 印刷物をはじめとして、建物など様々な媒体を利用した広告事業を行っています。

### 横浜水道長期ビジョン・10か年プランの基本理念と施策目標 「快適な市民生活を支える安心の水道」(次世代に引き継ぐヨコハマのおいしい水)

#### トップレベルの安全でおいしい水を作るために

浄水場などの更新には、最先端の浄水技術を導入し、道志川水源の水を詰めたペットボトル水「はまっ子どうし The Water」並みの水質レベルを目指します。

#### 蛇口にいつでも新鮮な水をお届けするために

安全でおいしい水をお届けするため、水道局が、お客さまの財産である道路下の給水管の維持管理を行うなど、積極的にお客さまを支援します。

#### 災害に強い信頼のライフラインを築くために

市民生活のライフラインとして、震災時にも最低限の給水を確保するため、配水管をはじめとする水道施設の更新・施設の耐震化などを進め、地震災害に強い水道づくりを進めていきます。

#### お客さま満足度の高い水道サービスを提供するために

お客さまの視点に立って、お客さま満足経営、情報提供の充実、道志水源林ボランティア事業など市民との協働、料金支払いの利便性向上、料金体系のあり方見直しなどに取り組んでいきます。

#### 創造と挑戦の活力ある企業精神を発揮するために

今後も引き続き経営改革を推進し、公営であっても民間に負けない効率性を追求するとともに、国際貢献を推進しています。

#### 環境にやさしい水道システムを構築するために

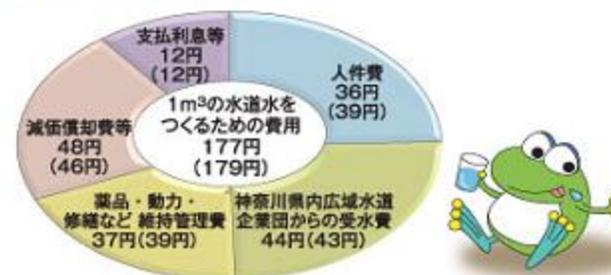
環境にやさしい水道システムを目指すため、自然流下系の浄水場等を優先使用するなど、エネルギー消費量の削減に取り組みます。

### 平成22年度予算概要 ( )内は平成21年度予算 (太字は新規または拡充事業)

#### 業務の予定量

給水戸数	1,789,000戸(1,771,000戸)
年間総給水量	432,525,000m <sup>3</sup> (438,365,000m <sup>3</sup> )
1日平均給水量	1,185,000m <sup>3</sup> (1,201,000m <sup>3</sup> )
家事用1か月平均使用水量	15.16m <sup>3</sup> (15.53m <sup>3</sup> )

#### 水道料金の使われ方(税抜き)



#### トップレベルの安全でおいしい水を作るために

6億9,089万円

- 道志水源林の保全
- 道志村生活排水処理事業への助成
- 相模湖及び津久井湖の水質保全対策等の促進
- PFI手法による川井浄水場の再整備
- おいしい水を作るための調査研究
- 塩素注入量低減などによるカルキ臭の解消
- 横浜独自の水質目標に基づく水質管理

#### 蛇口にいつでも新鮮な水をお届けするために

6億1,578万円

- 鉛製給水管改良の促進
- 直結給水拡大事業
- 子供たちが水道水を飲む文化を育む事業(小・中学校等の屋内水飲み場直結給水促進事業)
- 水道局による貯水槽水道の巡回点検
- 給水装置の管理などへの積極的な関与

#### 災害に強い信頼のライフラインを築くために

273億4,501万円

- 取水・導水施設の耐震補強
- 浄水場及び配水池の耐震化
- 配水池等の整備
- 浄水処理設備等の整備
- 電機・計装設備等の計画的更新
- 緊急時の対応も可能とする送水機能の強化
- 配水幹線の整備
- 配水管腐食性土壌対策事業
- 老朽管更新・耐震化事業
- 非常用発電設備の整備
- 救急告示医療機関への管路の耐震化

#### お客さま満足度の高い水道サービスを提供するために

2億4,523万円

- 地域に身近なサービス提供
- 40万人 口座振替・クレジットカード促進キャンペーン
- 道志水源林ボランティア事業(横浜市水のふるさと道志の森基金)
- 市民との協働による応急給水対策の強化
- お客さまコミュニケーション事業
- 横浜の水プロモーションの推進

#### 創造と挑戦の活力ある企業精神を発揮するために

20億8,861万円

- 経営効率化の推進
- 新会社設立による新たなビジネスの展開
- IT基盤の再整備
- 人材育成施策の強化・技術継承の推進
- 研究開発の推進
- 水道局資産の有効活用・財源確保の強化
- 企業債残高の増加抑制
- 国際協力事業の推進
- IWA(国際水協会)国際会議の開催

#### 環境にやさしい水道システムを構築するために

2億6,403万円

- 自然流下系の優先とポンプ系施設の効率化
- 小水力発電設備の整備
- 新エネルギー採用の可能性調査(水力発電機能を付加した水圧調整弁の開発)
- 直結給水拡大事業(再掲)
- 微粉炭を用いた新たな浄水処理の研究
- 水道水を利用した熱交換空調システムの開発
- 道志水源林ボランティア事業(横浜市水のふるさと道志の森基金)(再掲)
- 水源エコプロジェクト(W-eco-p(ウィコップ))の推進
- 庁舎等を活用したヒートアイランド対策
- 環境教育の充実
- 森林体験スポット「女神の森」の整備

詳しくは、水道局ウェブサイト「平成22年度予算のあらまし」をご覧ください。

URL <http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/kyoku/suidoujigyo/yoketsu/h22yosanaramashi.html>

# 横浜市水道局の取り組み

## 道志水源かん養林

水源かん養林は、「緑のダム」ともいわれており、「水を貯える」「水を浄化する」「洪水を防ぐ」という大きな3つの働きがあります。この働きを維持・向上させるため、横浜市の水源地・道志村でさまざまな取り組みを行っています。

## 水源かん養林の保護・育成

横浜市の水源地、道志川が流れる山梨県南都留郡道志村。水道局は、この村に大正5(1916)年から水源かん養林を保有しており、現在その広さは2,873haとなっています。この面積は、村の約36%にあたり、横浜市の都筑区とほぼ同じ大きさです。

水道局では、道志川の水質を守るため、道志村に「水源林管理所」を設置し、間伐・枝打ち・下草刈りなど、水源かん養林の保護・育成を計画的に行っています。



道志川

## 道志水源林ボランティア活動

道志村では、約3,700haの民有林が水源かん養林としてその役目を果たしています。しかし、中には人手不足などから適切に管理されていない森林もあります。そこで、平成16年度から市民ボランティアによる民有林整備を行っています。



活動の様子

民有林の整備は、このボランティア活動の参加者により設立された自主的組織「NPO法人 道志水源林ボランティアの会」(☎664-3972)と協働で活動を進めています。また、その他のNPOや地域などのボランティア団体による整備活動にも助成を行っています。



道志村全景

## 道志村生活排水処理事業への助成

道志川水源の水質保全を図るため、平成13年度から道志村の合併処理浄化槽設置事業に助成をしています。

## 道志水源基金

道志川から取水を始めて100周年にあたる平成9年、横浜市と道志村が共同で「公益信託道志水源基金」を発足させました。

この基金は、信託財産10億1,000万円をもとに、村の自然環境の保全や生活基盤の向上に資する事業へ助成し、水源地の保全や地域振興、福祉向上などに寄与しようというものです。



水のふるさと道志の森基金にご寄付に関するお問い合わせは

●水道局浄水課  
☎671-3329

## 水のふるさと道志の森基金

道志水源林ボランティア活動を支援し、活動に参加できない方にも協力していただけるよう、市民の皆さまからの寄附やペットボトルの売り上げの一部を受け入れる「水のふるさと道志の森基金」を設置しています。皆さまのご協力をお待ちしています。

**市民・企業からの寄附** } 資金面での協力 = 活動サポート

ペットボトル「はまっ子どうし」の売り上げの一部

水のふるさと **道志の森基金** = 水質保全活動を円滑に実施する財政基盤

道志の民有林を整備するボランティア活動に使われます

道志の国産水産物産出量が向上していきます！CO2削減にも効果があるよ。

## 再生可能エネルギーの導入

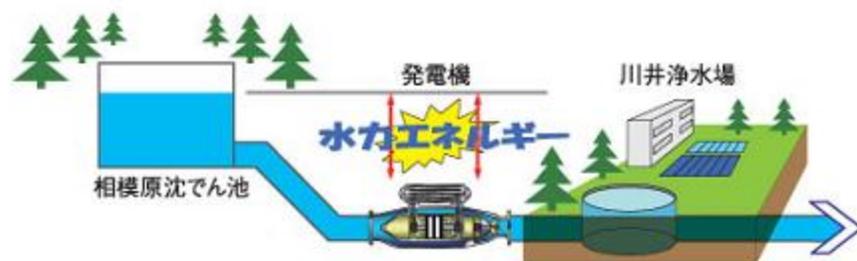
横浜市の温室効果ガスの排出量の9割以上はエネルギー起源の二酸化炭素<sup>※1</sup>であることから、温室効果ガスの排出抑制には、エネルギー消費の抑制が必要です。その上で、化石燃料によらない再生可能エネルギー<sup>※2</sup>の利用割合を大幅に高めていくことが不可欠です。このため、横浜市では、「横浜市脱温暖化行動方針」(CO-DO30)において再生可能エネルギーを10倍に拡大するという行動方針を掲げました。水道局においても、既存の資産や未利用エネルギーの有効利用に努め、再生可能エネルギーの導入を推進します。

- ※1 エネルギー起源の二酸化炭素：石油や石炭を燃やして発電したり、ガソリンを消費して車を走らせたりしてエネルギーを生み出すために排出される二酸化炭素のこと
- ※2 太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス・エネルギー、温度差エネルギー等を想定

## 小水力発電設備

水道管路内を流れる水の力を利用した小水力発電設備の設置により、再生可能エネルギーの導入を推進します。

平成18年度に設置した港北配水池に引き続き、自然流下系の川井浄水場と青山水源事務所へ増設します。(平成22年度稼働)



川井浄水場小水力発電イメージ図

## 太陽光発電設備

平成12年度に日本で最初の可動式太陽光発電設備を小雀浄水場に設置して以来、水道施設の改良に合わせ、ろ過池と沈でん池等の上部へ太陽光発電パネルを設置しています。



## 平成22年度末の再生可能エネルギー導入状況

設備名	発電容量 (kW)	予想発電量 (kWh)	CO2削減量 (t-CO2)	一般家庭換算 (軒)
小水力発電設備	619	2,958,000	1,236	1,221
太陽光発電設備	1,175	1,235,000	516	359

(注)小水力発電設備は、港北配水池の設置者(東京発電)保有効果及び川井浄水場と青山水源事務所の効果を含む。

## 貯水槽水道(受水槽)の巡回点検

お客さまが安全で衛生的な水道水を利用できるよう、市内の貯水槽水道全施設(約20,000か所)を対象に受水槽と蛇口での水質検査、逆流防止のための点検等を行っています。また、施設設置者へ適切な管理方法の指導・助言を行うとともに、受水槽方式から直結給水方式への切り替えを促進します。

### 直結給水方式に変更したときのメリット

- ①配水管からの水道水を直接給水するため、水質が安定します。
- ②受水槽のスペースが不要となり、土地の有効利用が図れます。
- ③受水槽方式に比べて衛生管理費や維持管理費の低減化が図れます。

## 出前水道教室

小学4年生の社会科のカリキュラムの一つとして、水道局職員が小学校に直接伺い、水源から水道水が作られる仕組みの説明や蛇口までの水の流れの説明や、ろ過実験など体験参加型のプログラムを行っています。

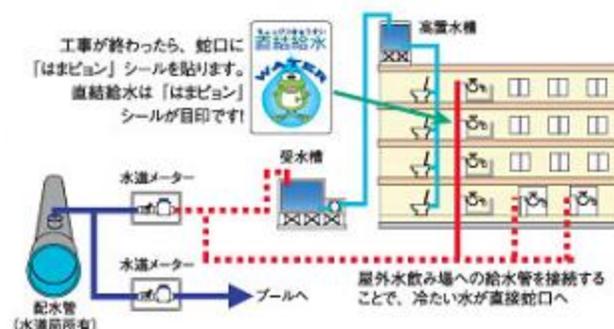


水道教室の様子

水道水が作られる仕組みの説明の際に、水道水質に大きく影響する水源かん養林の重要性や水源保全についてのPRを行い、環境教育および環境学習の促進に寄与しています。※町内会などにも出張して水道の疑問にこたえる水道講座を行っていますので、ご希望の方は、水道局お客さまサービスセンターへお問い合わせください。(裏表紙をご覧ください。)

## 子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業

学校の屋内水飲み場は、受水槽や高置水槽を経由して給水されています。これらの受水槽では、夏場を中心に、水槽内に貯まっている水道水が外気により温められて校舎内にある蛇口から流れ出るので、水道水をおいしくないと感じる子どもたちがいます。そこで、子どもたちに冷たくおいしい水を飲んでもらえるよう水道局と教育委員会が共同で、配水管の圧力を利用して直接給水する方法への改良を進めています。



# 概要・データ

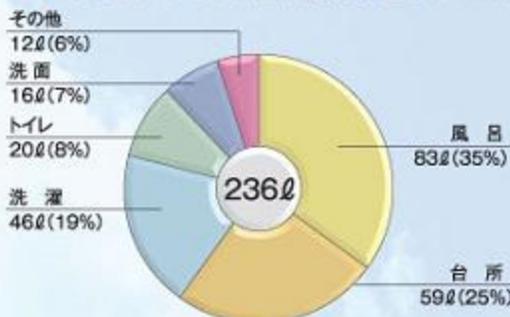
## ■横浜水道事業の変遷

事業名	事業認可日	竣工年月	計画給水人口(人)	計画1日最大給水量(m <sup>3</sup> )	備考(主な工事)
創設	明治17年11月	明治20年9月	70,000	5,720	三井取入所、野毛山浄水場
第1回拡張事業	→30年4月	→34年12月	300,000	24,520	川井浄水場、野毛山浄水場増強
第2回拡張事業	→42年8月	大正4年3月	800,000	89,000	鮎子取入所、青山沈でん池、西谷浄水場
第3回拡張事業(1期)	昭和5年7月	昭和12年3月	750,000	187,500	西谷浄水場増強
第3回拡張事業(2期)	→12年2月	→16年3月	820,000	303,400	青山沈でん池増強、鮎子取入口改造
第4回拡張事業	→15年2月	→29年11月	996,000	468,000	西谷浄水場増強、相模原沈でん池
第5回拡張事業	→31年1月	→36年9月	1,200,000	564,000	鶴ヶ峰浄水場
第6回拡張事業	→36年1月	→40年3月	1,381,000	842,000	小雀浄水場、寒川取水施設
第7回拡張事業	→40年3月	→46年3月	1,972,000	1,268,000	小雀浄水場および導水管増強
第8回拡張事業	→46年2月	→55年3月	2,990,000	1,780,000	西谷浄水場増強、港南台ほか各配水池築造
(最新の事業変更認可)	平成13年3月	-	3,750,000	1,800,000	計画給水人口・給水区域面積・水源種別変更

## ■給水状況(平成20年度)

総人口	人	3,659,010(平成21年3月31日現在)
給水人口	人	3,658,947(平成21年3月31日現在)
給水戸数	戸	1,742,076(平成21年3月31日現在)
普及率	%	100%
年間給水量	m <sup>3</sup>	435,148,300
1日平均給水量	m <sup>3</sup>	1,192,187
1人1日平均給水量	ℓ	326
1日最大給水量	m <sup>3</sup>	1,309,300(平成20年7月24日)
過去1日最大給水量	m <sup>3</sup>	1,607,000(平成4年9月4日)
管路総延長	km	9,187(導水管含む)

## ■家事用1人1日当たり使用水量(平成20年度)



## ■工業用水道事業

水道局では、皆さまのご家庭に安全で良質な水を供給する水道事業のほか、工業用水道事業も経営しています。

工業用水とは、文字どおり工業に使用される水で、普通の水道水とは異なり、塩素消毒を行わないなど浄水処理が簡略化されています。そのため、工業用水は安価に供給することができ、多量に水を使用する工場が集中している大きな工業地帯では、必要不可欠なものとなっています。

工業用水道が創設される以前、京浜工業地帯では、工業用として地下水を多量にくみ上げていたため、その影響による地盤沈下や工業用水の不足が深刻な問題となっていました。

そこで横浜市では、京浜工業地帯の地盤沈下の防止を目的として、1日当たり117,000m<sup>3</sup>の給水能力により昭和35年10月から工業用水の給水を開始しました。その後、2回にわたる拡張工事により、根岸湾臨海部や戸塚内陸部の工業

地帯に給水区域を拡大し、1日当たり362,000m<sup>3</sup>の給水能力をもって高度経済成長期における横浜市の工業の発展を支えてきました。

産業構造の変化や水使用の合理化などにより工業用水の需要が減少傾向で推移しているなか、近年は、よこはま動物園ズーラシア等の雑用水など、新たな需要も生まれているものの、依然として水需要の伸び悩みが続くと見込まれています。

平成21年度末における給水対象工場数は64工場で、1日当たりの契約水量は267,700m<sup>3</sup>となっています。

契約水量が多い業種は、石油製品製造業、化学工業、食料品・飲料製造業、鉄鋼業、電気機械器具製造業、ガス供給業の順となっています。用途は、冷却用水、ボイラー用水、製品処理用水、洗浄用水などで、横浜の産業を支える重要な基盤施設となっています。

## ■神奈川県内広域水道企業団 ~水源と横浜をつなぐ架け橋~

神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の4団体は、水道施設の重複投資を避けるとともに施設の効率的な配置と管理などを目的として、昭和44年5月に神奈川県内広域水道企業団(以下「企業団」)を設立しました。企業団は、河川から取水した原水を浄水して4団体に供給する一部事務組合で、各議会から選ばれた議員で構成する独自の議会をもっています。

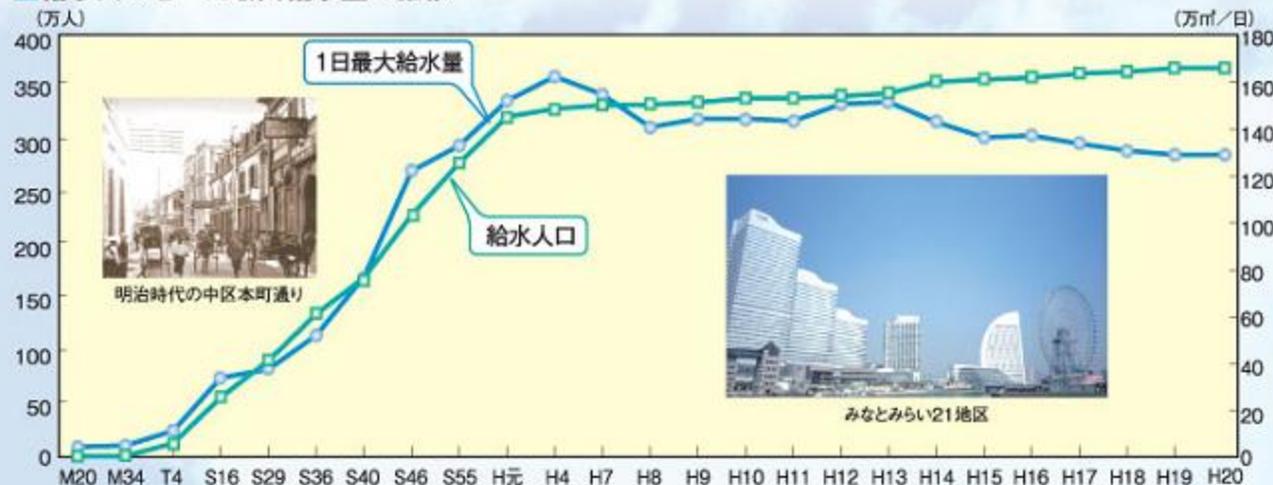
企業団の創設事業は、酒匂川上流山北町の三保ダム(丹沢湖)建設などです。下流の小田原市飯泉に取水せきを設けて1日最大1,564,300m<sup>3</sup>を取水し、これを伊勢原、相模原および西長沢浄水場で処理して、1日最大1,454,800m<sup>3</sup>の

水道用水を横浜市などに供給しています。昭和49年4月から一部給水を実施し、昭和54年4月から全面給水を開始しました。

さらに、国土交通省施工の宮ヶ瀬ダム建設に水源を求め、建設費の一部を負担して新たに1日最大1,209,000m<sup>3</sup>の給水能力の増強を図る相模川水系建設事業に着手しました。

相模川水系建設事業の第1期工事は昭和55年度から調査工事等に着手し、相模取水施設(相模大ぜき)の建設、綾瀬浄水場の新設などを行い、平成13年4月から本格稼働し給水しています。

## ■給水人口と一日最大給水量の推移



### 水道と市民のふれあいの場

## 横浜水道記念館

近代水道創設の地、横浜。  
横浜水道記念館は、横浜水道創設100周年を記念して、昭和62年に西谷浄水場敷地内に開設し、水道技術資料館とあわせて一般公開しています。記念館1・2階では、主に横浜水道の歴史と現在の姿を展示・解説しています。3階には水に関する本が自由に閲覧できる図書室、最上階には横浜ランドマークタワーやベイブリッジなどが望める大変眺めの良い展望室があり、人気を集めています。水道技術資料館は、昔の道具・資材など、水道技術の変遷が紹介されています。敷地内には、創設当時使用されていた水道管で作ったベンチやいこいの広場もあり、水道と市民のふれあいの場として親しまれています。

**● 乙案内 ●**

- 場 所 横浜市保土ヶ谷区川島町522
- 電 話 371-1621
- 開館時間 午前9時～午後5時(最終入館時間は午後4時30分)
- 入館料 無 料
- 休 館 日 4月～8月 第1月曜日(祝日にあたる日はその翌日)  
9月～3月 毎週月曜日(祝日にあたる日はその翌日)  
祝日の翌日(土・日にあたる日を除く)

年末年始 12月28日～1月4日  
相鉄線和田町駅下車 相鉄バス市沢方面約5分「浄水場前」下車 相鉄線土星川駅下車徒歩15分

相鉄バス  
西原住宅行  
新緑ヶ丘団地行  
鶴ヶ峰駅行

\*駐車場はありませんので、お車での来館はご遠慮ください。

### 水まわりの相談コーナー 水彩生活菊名店

民間企業と協働で、水まわりに関する相談業務や関連用具の展示などを行っています。  
水まわりで困ったことをちょっと聞いてみたい、自分で修理したいけど方法がわからない、そのような時にお気軽にお立ち寄りください。

- 場 所 横浜市港北区大豆戸町155  
横浜市水道局菊名ウォータープラザ1階
- 電 話 540-8033
- 協働事業者 吉田工業所(有)
- 運営時間 月曜日から土曜日 午前9時～午後5時15分  
(祝祭日、夏季・年末年始休業日は除く)
- 交 通 JR横浜線、東横線菊名駅から徒歩約15分
- サービス内容 水まわり器具の無料相談、部品販売、工具の貸出し(ご自身で修理する方法を学べます)  
水道事業関係の展示

### 横浜市水道局キャラクター「はまビョン」プロフィール

誕生日: 6月1日  
生まれた場所: 山梨県道志村のきれいな川のそば  
特徴: 見た目は「カエル」ですが、2本足で立つことができ、日本語も話します。  
性別: 不明  
身長: 「はまっ子どうし The Water」  
2ℓボトル1本分  
体重: 「はまっ子どうし The Water」  
500mℓボトル3本分  
※身長・体重は環境によって変化することができます。

悪質訪問販売や二セ水道局職員にご注意

- 職員がお客さま宅を訪問する際には、顔写真付きの職員証を必ず携帯しています。
- 水道局は、訪問販売・レンタル・あっせんは一切行っていません。
- 職員が検査や調査で訪問する場合は、必ず事前にお客さまのご依頼・ご了解を得ています。

悪徳商法の心配がある場合や見積書等に比べて不当に高額な請求を受けた場合などは、横浜市消費生活総合センター(☎845-6666 平日：午前9時～午後5時15分 土・日曜：午前9時～午後4時45分 祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く毎日)へご相談ください。  
※正午～午後1時、土曜日・日曜日は電話相談のみです。



水道メーター検計時のお願い

- メーターボックスの上に物を置かないでください。
- 犬はメーターから離れた所につないでください。
- お客さまの大切な「水道・下水道使用水量等のお知らせ」を守るため、ポスト・表札の設置にご協力をお願いします。

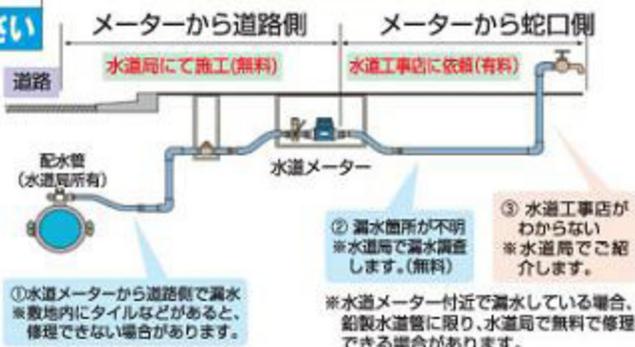


※下記の①～③の場合は  
水道局お客さまサービスセンターへ

水道メーターから蛇口までの修理は民間事業者へお申込みください

道路下の配水管の分岐部から各家庭までの給水管はお客さまの所有であり、お客さまに管理していただくようになっています。給水管等の修理の施工区分は右の図のようになっていますので、水道メーターから蛇口までの修理をされる場合は民間事業者へお申し込みください。なお、民間事業者の連絡先がわからない場合は、水道局お客さまサービスセンターへお問い合わせください。

また、水道メーター付近で漏水している場合は、無料で修理できる場合もありますので、水道局お客さまサービスセンターにご連絡ください。



365日・24時間 いつでも受付  
水道局お客さまサービスセンター

個人情報保護の観点から、お客様番号、氏名、住所などを確認させていただきます。  
あらかじめ検針票などに記載されている「お客様番号」をご用意いただくと受付がスムーズです。

はちよんな

☎847-6262 FAX 848-4281

(おかけ間違いのないようご注意ください)

- ◆お引っ越しの際などの水道使用開始・中止手続き
- ◆使用水量・水道料金のお問い合わせ
- ◆口座振替など、料金支払い方法についてのお問い合わせ
- ◆ペットボトル水「はまっ子どうし The Water」・「災害備蓄用水缶」の配達のお申し込み
- ◆水道水の水質検査のお申し込み
- ◆その他の水源状況・水道工事・断水などについてのお問い合わせ



お引っ越し



お支払い方法のお問い合わせ



ペットボトル水缶配達

よこはまが 世界に誇れる おいしい水

横浜の水の美味しさは、豊かな森にあります。  
これからの森を守り育てます。

280ml 1ケース(24本) 2400円  
500ml 1ケース(24本) 2400円  
2L 1ケース(6本) 1200円

配達料金(横浜市内)は、  
10ケースまで200円  
11ケースからは無料です。  
ご注文は、お客さまサービスセンターへ  
TEL045-847-6262

1513471 は横浜市のオフィシャルウォーター  
横浜市水道局

100年余守り続けた森。  
これからの100年も守り続けます。

私たちの生活になくてはならない水は、森の恵みに支えられています。

「はまっ子どうし The Water」は、売り上げの一部で道志水源林を守る市民ボランティアの活動を支援し、森を守り育てています。

お問い合わせは、水道局お客さまサービスセンターまで

快適な市民生活を支える安心の水道  
～次世代に引き継ぐヨコハマのおいしい水～

横浜水道

検索

G30からCO-DO30  
市民の力が地球をまもる